

第二篇 大學院及分科大學

蹄病論	第三期	每週二時	病體解剖學	一年間	每週二時
病理通論	第三期	同 二時	家畜飼養論及酪農論	同	同 三時
解剖學實習	第二期	同 十時	農學大意	第三期	同 二時
蹄鐵法實習	第一、二期	同 四時	解剖學實習	第二期	同 十一時
組織學實習	第三期	同 八時	外科手術實習	同	同 三時
家畜管理實習	第一期	臨時	病院實習及內外科診斷法	第三期	同 十時
畜產學	一年間	每週三時	調劑法實習	同	同 二時
外科學	同	同 四時	病體解剖學實習	同	同 二時
蹄病論	第一期	同 二時	動物疫論	第一期	每週三時
寄生動物學	第一期	同 三時	獸醫警察法	第二期	同 三時
衛生學	第二期	同 三時	產科學	第一期	同 三時
胎生學	第一期	同 二時	眼科學	第一期	同 二時
病理通論	第一期	同 二時	馬學	第一期	同 三時
內科學及治療論	第一、二期	同 四時	衛生學	第一期	同 三時

五二八

病體解剖學	第一期	每週二時	病體組織及微菌學實習	第一期	每週三時
微菌學	第二期	同 二時	病體解剖學實習	第二期	同 三時
乳肉検査法	第二期	同 二時	乳肉検査法實習	同	同 二時
農學大意	同	同 二時	牧場實習及植物採集	第三期	同 二時
病院實習及內外科診斷法	同	同 十時			

第四條 入學試験ハ毎年六月之ヲ施行ス

第五條 各實科第一等級ニ入學ヲ許スヘキ者ハ尋常中學校ヲ卒業シタルモノ若クハ年齡滿十七才以上ニシテ入學試験ニ及第シタル者トス

入學試験ノ程度ハ尋常中學校卒業ノ程度ニ依ル

第六條 尋常中學校卒業生ニシテ入學志願ノ者豫定人員ニ超過シタルトキハ某學科ニ就テ選拔試験ヲ行ヒ入學者ヲ定ム前記志願者ノ數豫定人員ニ滿タルトキニ限り一般志願者ニ就キ入學試験ヲ施行ス

第七條 入學志願者ニハ身體検査ヲ施行ス

第八條 農學實科ニ入學ヲ許スヘキ者凡ソ半數ハ田畠五町步若クハ未墾地十五町步以

上ヲ所有スルモノ又ハ其ノ子弟ヨリ選拔ス

該科ニ入學ヲ許スヘキ者ハ總テ假入學ヲナサシメ直ニ實習ヲ課シテ其體質及意向ヲ檢シ合格者ハ九月十一日ヨリ本入學ヲ許ス

第九條 農學實科ニ於テハ夏期休業ヲナサス專ラ農場實習ヲ課ス

但實習ノ都合ニ依リ臨時休業スルコトアルヘシ

第十條 入學受験料ハ金貳圓トシ授業料ハ一學年金貳拾圓トス

第十一條 休學ハ一學級ニアル間ハ一回ニ限り許可スルモノトス

第十二條 兵役ニ服スル者服役期間一ケ年以内ナルトキハ其ノ間休學シ滿期後直ニ原級ニ復スルコトヲ得

第十三條 農學實科ノ學年評點數ハ諸課目平均點數ニ二ヲ乘ジ農場實習ノ平均點數ヲ加ヘ三ヲ以テ其ノ和ヲ除シテ得タルモノトス

第十四條 獸醫學實科ニ於テハ第三學年ノ終リニ於テ既ニ履修シタル諸課目ノ中主眼ノモノニ就キ卒業試問ヲ行フ

第十五條 獸醫學實科ノ卒業試問並ニ卒業ニ關スル事項ハ獸醫學科卒業規則ニヨル

第十六條 本規則ニ掲ゲサルモノハ分科大學通則ニ據ル

實科生徒の入學資格に就いては、中學校卒業業者若くは年齢滿十七歲以上にして中學校卒業を程度とする入學試験に及第したるもの限り、又農業實科に入學を許すべき者は、凡そ其の半數は田畠五町歩若くは未墾地十五町歩を所有する者又は其の子弟と定めたり。

明治三十二年實科及乙科の規則に改正を加へたり。乙科は前年五月限り生徒の新規募集を廢したるも、在來の生徒は卒業に至るまで在學せしむるを以て、其の規則中若干の改正を加へたるなり。實科規則の改正は授業課目に關する若干の改正と授業料に關することなりとす。

明治三十六年に於て實科規則に第十條として左の一條を追加し、舊第十條以下を順次繰下げ、且舊第十條(新第十一條)を左の如く改めたり

第十條 入學志願者ハ入學願書ト共ニ檢定料金二圓ヲ納付スヘシ

但第五條後段ニ依リ入學試験ヲ受クヘキ者ハ本學ヨリ試験施行ノ告知ヲ得タル後檢定料ヲ納付スヘシ

既納ノ檢定料ハ何等ノ場合ト雖モ之ヲ返付セス

第十一條 授業料ハ一學年金貳拾圓トシ左ノ三期ニ分チ之ヲ徵收ス

第一期 自九月 至十二月 金八圓

第二期 自一月 至三月 金六圓

第三期 自四月 至六月 金六圓

明治三十七年實科規則第十一條中授業料「金貳拾圓」を「金參拾圓」と改めたり。

明治三十八年度に於て實科規則に左の二條を追加せり。

第十八條 農科大學長ノ許可ヲ經ルニアラサレバ他學校ノ入學試験ヲ受クルコトヲ得ス

第十九條 外國人ニシテ特ニ入學ヲ許可セシモノニハ學科課程中ノ英語若クハ獨語ヲ缺クコトヲ得

明治四十年度に於て實科規則中學科課程等に就き改正を行へり。其の主要なるものは入學に關する事項なりとす。從來中學校卒業生にあらざる者をも、中學卒業程度の入學試験によりて入學を許したるが近年中學卒業業者及專門學校入學

志願者檢定合格者等漸次増加し復た一般入學試験により入學を許可するの餘地なきに至れるを以て、一般入學試験に關する規定を刪除し、新に入學に關する規程を設けたるなり。規則第四條、第五條、第六條及第十條第二項を刪除し、新に左の條文を加へ、且第七條第八條を順次繰上げ、第八條末項を分けて新第八條と爲せり。

第四條 各實科第一年度ニ入學ヲ許スヘキ者ハ品行方正年齡滿十七才以上ノ男子ニシテ左號ノ一ニ該當スル者ニ限ル

一、中學校ヲ卒業シタル者

二、專門學校入學者檢定規定ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者

三、專門學校入學者檢定規程第八條第一號ニ依リ一般ノ專門學校入學ニ關シ中學校卒業生ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノト指定セラレタル者

第五條 入學志願者豫定人員ニ超過シタルトキハ中學校ノ學科目中ニ就キ選抜試験ヲ施行ス選抜試験ノ程度ハ中學校卒業ノ程度ニ依ル

第八條(新) 合格者ハ總テ九月十一日ヨリ入學ヲ許ス

明治四十四年度に於て再び實科規則中入學に關する部分に改正を加へたり。

從來中學校卒業其の他一定の資格を備へたる者は、收容豫定人員を超過せざる時は入學試験を須ひずして入學を許可したるも、近時入學志望者の數増加したるに由り、凡て入學試験に依り許否を決することと爲さんが爲め、規則の改正を行へるものなり。此の趣旨により規則第五條第一項を左の如く改め、且入學資格中に第五項として「甲種程度ノ農業學校ヲ卒業シタル者」を加へたり。

入學試験ハ中學校ノ學科目中ニ就キ中學校卒業ノ程度ニ依リ之ヲ行フ

明治四十五年度に於て新に入學料を徴收することと爲し、實科規則第八條に第二項として左の一項を追加せり。

入學ノ許可ヲ得タル者ハ入學料金三圓ヲ收ムヘシ。

又第十條中「檢定料」金二圓を「金五圓」、第十一條中「授業料」金三十圓を「金四十圓」と改めたり。

大正二年八月に於て農學實科林學實科獸醫學實科に各授業科目の加除を行ひ、同時に規則第十五條を左の如く改正せり。

第十五條 農學實科ノ平均點數ハ農場實習以外ノ諸課目平均點數ニ四ヲ乘シ農場實習

ノ平均點數ヲ加ヘ五ヲ以テ其和ヲ除シテ得タルモノトス

篤志農夫規則に關しては、前既に其の由來を説明せり。明治三十一年三月該規則中若干改正を加へ、明治三十三年に至り、新に農科大學篤志農夫篤志蠶業夫篤志林業夫規則を制定し、篤志農夫規則は之を廢することと爲せり。是れ獨り農場のみならず、養蠶室、桑園及演習林にも同様の者を置くことの必要を感じたるにより、新に農科大學篤志農夫篤志蠶業夫篤志林業夫規則を設けたるを以てなり。其の後大正二年六月に至り、篤志農夫等の名稱を改め、農業實地見習、蠶業實地見習、林業實地見習と爲し、新に其の規則を定め、舊規則は之を廢止せり。斯く名稱を改めたる所以は、近年の志願者は多く實業學校卒業者若くは相當の學力ある者なるを以て、農夫等の名稱は稍々穩當を缺く嫌あるに由る。又從來見習年限の三ヶ年たりしを短縮して、二ヶ年と爲せるも亦同一の理由に因る。

明治三十三年蹄鐵術を實地に修めんとする者の爲めに、農科大學に蹄鐵術傳習生若干名を置くことと爲し、農科大學蹄鐵術傳習規則を定めたり。

明治三十二年文部省令第十三號實業學校教員養成規程に依り、農科大學長管理

の下に農科大學内に農業教員養成所を設けられたることは、第一節に述べたるが如し。該規程に依れば、農業教員養成所に入學し得べき者は、年齢滿十七歳以上にして、師範學校、中學校若くは之と同等以上の實業學校の卒業者たるべく、修業年限は一ケ年とし、學科目は倫理、農業汎論、農業化學、耕種、畜産、農業經濟、教育學、教授法、體操と爲し、生徒は一ケ月金六圓以内の學資を支給せられ、卒業の日より二ケ年間文部大臣の指定する教職に就くべき義務を有す。

明治三十五年勅令第九十六號を以て、農業教員養成所は農科大學附屬となり、本學に於て農業教員養成所規則を制定し、文部大臣の認可を経て之を施行することとなることは、第一節に於て述べたるが如し。該規則は大體舊規則に準據し、多少の改正を加へたるに過ぎず。今之を左に掲載すべし。

農業教員養成所規則

第一條 附屬農業教員養成所ハ農業補習學校教員ヲ養成スルヲ以テ本旨トス

第二條 修業年限ハ一ケ年トス

第三條 授業料ハ之ヲ徵集セス

第四條 圖書其他教科用必要ノ物品等ハ自辨タリト雖時宜ニ依リ貸與スルコトアルヘシ

第五條 學年ハ毎年四月八日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第六條 學年ヲ分テ三學期トス四月八日ヨリ七月三十一日迄ヲ第一學期トシ八月一日ヨリ十二月二十四日迄ヲ第二學期トシ一月八日ヨリ三月三十一日迄ヲ第三學期トス

第七條 學科課程

理論	每週一時	體操	每週三時
農業汎論	同 一時	實驗	
農藝化學	同 五時	農場實習	
耕種	同 三時	實地授業	
畜産	同 二時	師範學校卒業生ヲ募集シタル場合ニハ	
農業經濟	同 二時	教育學三時ヲ欠キ體操二時ヲ減シ耕種	
教育學	同 三時	三時又畜産一時ヲ増ス	
教授法	同 二時		

第八條 夏期休業ヲナス七月二十一日ヨリ九月十日迄ハ専ラ農場實習ヲ課ス但臨時

休業スルコトアルヘシ

第九條 本所ニ入學スルコトヲ得ヘキ者ハ師範學校中學校若クハ甲種以上ノ農業學校ヲ卒業シ身體健全品行方正ニシテ在學中家事ニ係累ナク農業補習學校教員タルノ志望確實ナルモノトス

前項師範學校及農業學校卒業生ハ農業ヲ中學校卒業生ハ農業專修科ヲ修メタルモノニ限ル

第十條 應募者豫定人員ニ超過シタルトキハ競争試験若クハ其他適宜ノ方法ニ依リテ撰拔ヲ行ヒ入學ヲ許スルモノトス

第十一條 應募者豫定人員ニ滿タサルトキハ第九條ノ卒業生ニアラスト雖滿十七年以上ニシテ之ト同等以上ノ程度ニ於ケル學力試験ニ及シタルモノハ入學ヲ許ス

第十二條 前二條ニ於ケル試験課目ハ其都度之ヲ定ムルモノトス

第十三條 入學志願者ニハ身體検査ヲ施行ス

第十四條 募集スヘキ生徒ノ種類員數及期日等ハ其都度廣告スヘシ

第十五條 入學志願者ハ左式ノ願書及履歷書ヲ差出スヘシ(書式略)

第十六條 第一學期及第二學期ノ終リニ於テ平常點數ヲ定メ二學期平常點ノ平均數ト

試験點數トノ和ヲ二分シタルモノヲ學年點數トス

第十七條 落第者ハ退學セシムルモノトス

第十八條 病氣等ニ依リ學年試験ニ缺席シタルモノニハ特ニ試験ヲ行フコトアルヘシ

第十九條 本規則ニ掲ケサルモノハ分科大學通則及農科大學試験規程ニ依ル

但休學規程ハ此限ニアラス

其の後明治四十年四月に至リ規則の改正を行ひたり。改正の要旨は從來は農業補習學校教員の養成を以て目的と爲せるに、今進んで農業學校教員の養成をも爲すことと改めたるに就き、修業年限を一ケ年延長して二ケ年と爲し、従つて學科課程に改正を加へ、其の他入學資格等に改正を加へたり。今改正規則全文を掲ぐることに左の如し。

農業教員養成所規則

第一條 附屬農業教員養成所ハ農業學校及農業補習學校教員ヲ養成スルヲ以テ本旨トス

第二條 修業年限ハ二ケ年トス

第二篇 大學院及分科大學

第三條 授業料ハ之ヲ徵收セス

第四條 圖書其他教科用必要ノ物品等ハ自辨タリト雖時宜ニ依リ貸與スルコトアルハシ

第五條 學年ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第六條 學年ヲ分テ三學期トス四月一日ヨリ七月三十一日迄ヲ第一學期トシ八月一日ヨリ十二月二十四日迄ヲ第二學期トシ一月八日ヨリ三月三十一日迄ヲ第三學期トス

第七條 學科課程

第一年

體操

倫理及教育

每週二時

英語(隨意)

每週一時  
同 二時

農業汎論

同 二時

實驗

同 二時

養蠶及畜産

同 二時

農場實習

同 二時

耕種(作物、園藝、農具、森林)

同 四時

實地授業

同 二時

作物病虫害

同 二時

第二年  
倫理及教育

每週二時

農業化學

同 五時

農業汎論

同 三時

農業教授法

同 二時

農業經濟

同 三時

養蠶及畜産

每週三時

實地授業

耕種(作物、園藝、農具、森林)

同 五時

農業學校卒業生ヲ募集シタル場合ニハ

農藝化學

同 四時

二學年ヲ通シテ倫理及教育二時間農業

農業教授法

同 二時

教授法一時間體操一時間ヲ増シ第一學

體操

同 一時

年ニ於テ耕種二時間農藝化學二時間第

英語(隨意)

同 二時

二學年ニ於テ農業汎論及農業經濟一時

實驗

同 二時

間耕種二時間及農藝化學一時間ヲ減ス

農場實習

同 二時

間耕種二時間及農藝化學一時間ヲ減ス

第八條

夏期休業ヲナス七月十一日ヨリ九月十日迄ハ専ラ農場實習ヲ課ス但臨時休業スルコトアルヘシ

第九條

本所ニ入學スルコトヲ得ヘキ者ハ師範學校若クハ甲種以上ノ農業學校ヲ卒業

シ身體健全品行方正ニシテ在學中家事ニ係累ナク農業學校及ヒ農業補習學校教員タ

ルノ志望確實ナルモノトス

前項師範學校及農業學校卒業生ハ農業ヲ修メタルモノニシテ卒業後一ケ年間教職ニ

在リタルモノニ限ル

- 第十條 應募者豫定人員ニ超過シタルトキハ競争試験若クハ其他適宜ノ方法ニ依リテ選拔ヲ行ヒ入學ヲ許否スルモノトス
- 第十一條 前二條ニ於ケル試験科目ハ其都度之ヲ定ムルモノトス
- 第十二條 入學志願者ニハ身體検査ヲ施行ス
- 第十三條 募集スヘキ生徒ノ種類員數及期日等ハ其都度廣告スヘシ
- 第十四條 入學志願者ハ左式ノ願書及履歷書ヲ差出スヘシ(書式略)
- 第十五條 每學年第一學期及第二學期ノ終リニ於テ平常點數ヲ定メ二學期平常點ノ平均數ト試験點數トノ和ヲ二分シタルモノヲ學年點數トス
- 第十六條 落第者ハ退學セシムルモノトス
- 第十七條 病氣等ニ依リ學年試験ニ缺席シタルモノニハ特ニ試験ヲ行フコトアルヘシ
- 第十八條 本規則ニ掲ケサルモノハ分科大學通則及農科大學試験規程ニ依ル  
但休學規程ハ此限ニアラス

尋いで明治四十二年に至り前記規則に左の一條を追加し舊第十八條を第十九條と爲せり。

- 第十八條 品行方正學術優秀ノ者ニシテ既修ノ學科ニ就キ尙研究セント欲スル者ハ學科ノ種類ニ依リ卒業ノ後一ケ年以内在學ヲ許可スルコトアルヘシ  
研究ヲ了リタルトキハ其成績ヲ考査シテ認明書ヲ附與ス

大正七年四月一日に至り再び規則の改正を行へり。其の主要なる點は學科課程の改正に關する外生徒の募集を再び毎年と爲し又明治四十年に於て入學資格より中學校卒業を刪除したるを復舊したる等のことなりとす。改正規則左の如し。

農業教員養成所規則

- 第一條 附屬農業教員養成所ハ農業學校及農業補習學校ノ教員ヲ養成スル所トス
- 第二條 修業年限ハ二箇年トス
- 第三條 授業料ハ之ヲ徵集セス
- 第四條 學年ハ毎年四月八日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル
- 第五條 學年ヲ分チテ三學期トス四月八日ヨリ七月三十一日マテヲ第一學期トシ八月一日ヨリ十二月二十四日マテヲ第二學期トシ一月八日ヨリ三月三十一日マテヲ第三



第二篇 大學院及分科大學  
學期トス

第六條 學科課程左ノ如シ

	第一學年			第二學年		
	第一期每週	第二期每週	第三期每週	第一期每週	第二期每週	第三期每週
英語(隨意)				二	二	二
農業實驗	一時	一時	一時	一回	一回	一回
農藝化學實驗				一回	一回	一回
農場實習				三回	二回	一回
實地授業				一回	一回	一回
化學	三	二	二			
土壤及氣象	二	二	三			
肥料	一	二	三			
作物	二	二	三	二	二	二
作物病虫害	二	二	三	二	二	二
養蠶	二	二	二	一	一	二
農業汎論	一	一	一	一	一	二
農業經濟	二	二	二	三	三	一
體操	一	一	一	二	三	一

作物	三	三	三	水産大意	一	一	一
園藝	二	二	三	英語(隨意)	二	二	二
畜産	三	三	二	農學實驗	一回	一回	一回
農業經濟	二	二	二	農藝化學實驗	一回	一回	一回
農政	一	一	二	農場實習	二回	二回	二回
林學大意	一	一	一	實地授業	一回	一回	二回

第七條 夏期休業ヲナサス七月十一日ヨリ九月十日マテハ専ラ農場實習ヲ課ス但實習ノ都合ニ依リ臨時休業スルコトアルヘシ

第八條 本所ニ入學ヲ許スヘキ者ハ身體健全品行方正在學中家事ニ係累ナク農業學校及農業補習學校教員タルノ志望確實ニシテ左號ノ一ニ該當シ卒業後教職ニ在ルコト一箇年以上若クハ入學期マテニ一箇年トナル者ニシテ地方長官ノ薦舉ニ係ル者トス

一 師範學校卒業生ニシテ在學中農業ヲ修メ若クハ小學校農業專科正教員ノ免許狀ヲ有スル者

二 中學校卒業生ニシテ在學中農業ヲ修メ若クハ小學校農業專科正教員ノ免許狀ヲ有スル者

三 甲種農業學校ノ農業科ヲ卒業シタル者

四 甲種農業學校ノ農業科以外ノ卒業生若クハ乙種農業學校卒業生ニシテ師範學校ヲ卒業シタル者

第九條 應募者豫定人員ニ超過シタルトキハ左ノ學科目ノ全部若クハ一部ニ付師範學校卒業ノ程度ニ依リ選抜試驗ヲ行フ

國語及漢文 英語(譯解) 數學(算術代數幾何) 物理及化學 博物 農業 教育

第十條 入學志願者ニハ身體檢查ヲ施行ス但場合ニ依リ身體檢查書ヲ以テ之ニ代フルコトアルヘシ

第十一條 入學志願者ハ左式ノ願書ヲ差出スヘシ(書式略)

第十二條 每學年第一學期及第二學期ノ終ニ於テ平常點數ヲ定メ二學期平常點ノ平均數ト試驗點數トノ和ヲ二分シタルモノヲ學年點數トス

第十三條 病氣其他止ムヲ得サル事故ニ依リ學年試驗ニ缺席シタルモノニハ次學年ノ始メニ於テ特ニ試驗ヲ行フコトアルヘシ

第十四條 休學ハ同一學級ニ在ル間ハ一回ニ限り許可スルモノトス

第十五條 兵役ニ服スル者服役期間一箇年以内ナルトキハ其間休學シ滿期後直チニ原

級ニ復スルコトヲ得

第十六條 本所ニ研究科ヲ置キ修業年限ヲ一箇年トス但研究ノ必要ニ依リ在學延期ヲ願出ツルトキハ更ニ一箇年以内之ヲ許可スルコトアルヘシ

第十七條 研究料ニハ本所卒業生ニシテ既習ノ學科目ニ付尙研究セント欲スル者ニ限り入學ヲ許ス

第十八條 研究科生徒ハ指導教員ニ就キテ研究スルモノトス但研究上必要ト認ムル學科目ニ就テハ特ニ授業ヲ課ス

第十九條 研究科生徒ノ研究及授業時數ハ每週十八時間ヲ下ラサルモノトス

第二十條 研究科生徒研究ヲ了リタルトキハ報告書ヲ提出セシメ成績考査ノ上修了證明書ヲ授與ス

第二十一條 本規則ニ掲ケサルモノハ分科大學通則及農科大學試驗規程ニ依ル

法 學 部 (法科大學)



富井政章



穂積陳重



梅謙次郎



土方寧



穂積八東



仁井田益太郎



小野塚喜平次



美濃部達吉



山田三良

醫學部(醫科大學)



大澤謙二



三宅秀



小井金良



緒方正規



濱田玄達



隈川宗雄



青山胤通



佐藤三吉



林春雄



入澤達吉



工 學 部 (工 科 大 學)



古市公威



渡邊渡



辰野金吾



寺 野 精 一



依 國 一



塚 本 靖

文學部(文科大學)



一 正 山 外



三 馬 九 井 坪



郎 次 哲 上 井



上田萬年



服部宇之吉



三上參次

理 學 部 (理 科 大 學)



郎次健川山



麓大池菊



二錠井櫻



吉佳作箕





藤澤利喜太郎



中村清二



五島清太郎

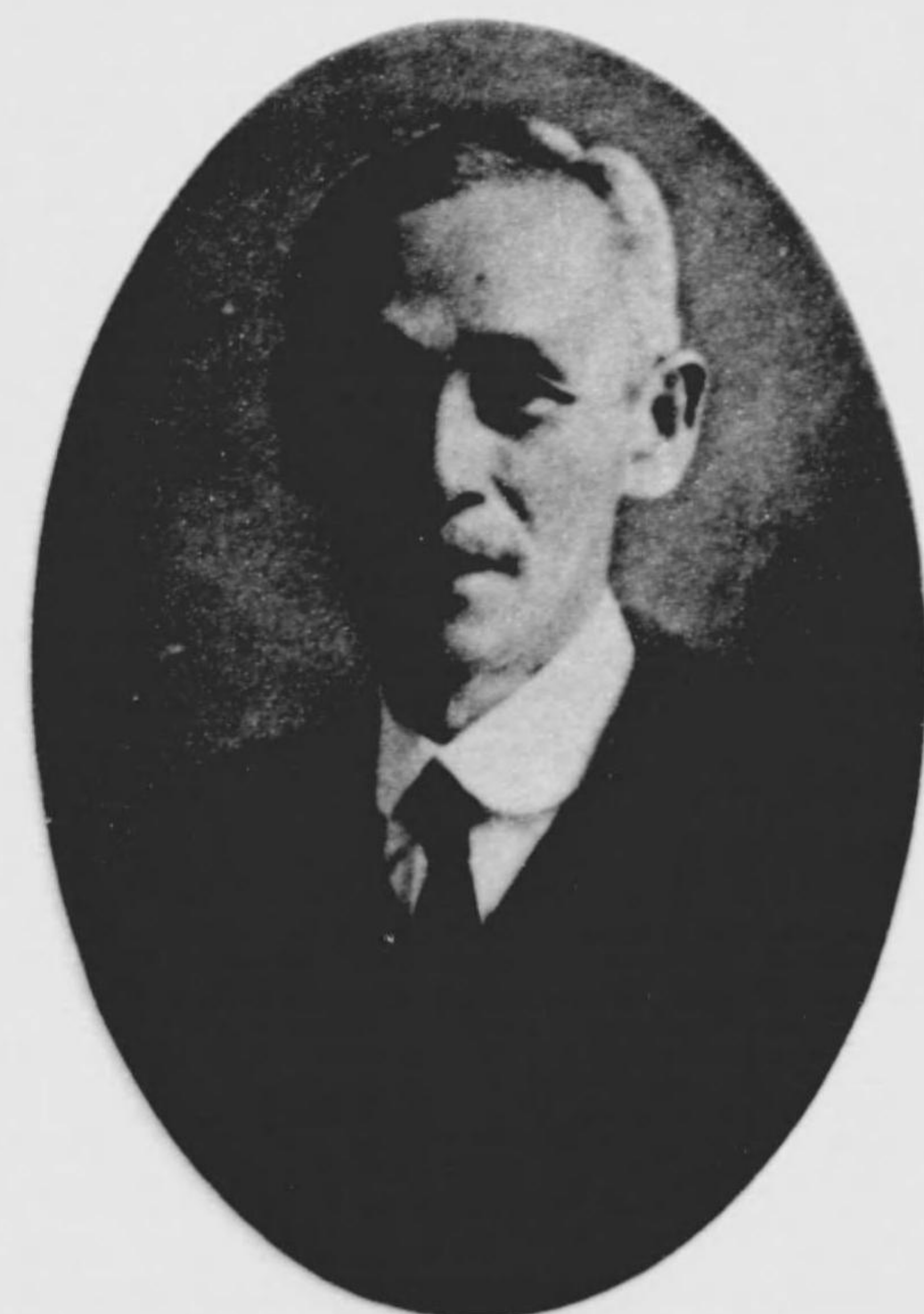
農 學 部 (農科大學)



古 在 由 直



松 井 直 吉



町 田 咲 吉



川 瀬 善 太 郎

經濟學部



山崎 覺次郎



金井 延



河津 暹



矢作 榮藏

淺野長武

東京帝國大學文學部國文學科ヲ  
修メ正ニ其業ヲ卒ヘタリ仍テ之ヲ  
證ス

大正九年七月十日

東京帝國大學文學部部長 淺野長武

東京帝國大學文學部長、證明ヲ  
認メ茲ニ東京帝國大學、印ヲ鈐ス

東京帝國大學

東京帝國大學文學部部長 淺野長武

書

證

業

卒

(學大國帝京東)

# 第五卷 本史 (第二期)

自大正八年  
至昭和二年

## 序 說

大正七年十二月五日勅令第三百八十八號を以て大學令公布せられ、尋いで翌大正八年二月六日勅令第十二號を以て帝國大學令を改正せられ、同四月一日より之を施行することとなれり。其の結果本學は名稱は依然として東京帝國大學なれども、其の體制は大正八年四月一日より従前と大いに異なるものあるに至れり。是れ、大正八年を以て本學沿革の第三期の始めと爲す所以なり。本學の體制上に加へられたる改正とは、營に綜合主義の確立徹底及之に伴ふ制度の改正を意味するのみならず、亦新に學部の増設を見たること、即ち大正八年四月に於ける經濟學部の増設なりとす。斯くて本學の規模は明治十年東京大學開設當時に比し、顯著

なる擴大を呈し、内容も亦逐年充實し、世界の學界に於ける位置も確立し、學運駁々として進みつゝありし際、大正十二年九月一日關東地方の大震災災の爲め、本學亦多大の損害を被れり。附屬圖書館の五十年間苦心蒐集せる七十餘萬卷の典籍と共に灰燼となりたるを始めとし、多年研究の結果を擧げて烏有に歸せしめたるもの少なからず。幸に朝野内外の同情翕然として本學に歸し、當局亦銳意恢復に力を致したる結果、昭和二年本史の終りに於ては略々復興の緒に着くに至れり。本期間に於ける沿革に關する敘述は前例に倣ひ、先づ本學全般に亘る大事を擧げ次に各學部に關する要事を掲げんとす。

## 第一篇 東京帝國大學

### 第一章 大學令の公布 帝國大學令の改正

#### 東京帝國大學學部に關する勅令

##### 第一節 大學令の公布

我が國に於ける教育逐年發達し、近時に至り高等教育の進歩頗る著しきものあり。官立大學即ち帝國大學以外に私立大學設置の要求漸く起り來り、私立學校にして往々大學の名稱を冠するものあるに至れり。然れ共大學の設置は種々の關係上頗る容易ならざる問題にして、政府當局としては遽に之を許容し難き點あり。是を以て大學設立の要求の聲あるに對し、専門學校としての認可を行ふに止まれり。然れ共世運の進歩は漸く私立大學の設置を認むるも差支なきに至らんとせり。是れ文部當局が大學令案の制定に着手し、其の成案を得るに至るや、教育調査



會に附議したる所以なり。大正四年九月二十八日日本學評議會に於て、當時教育調査會に於て審議中に屬せる大學令案は其の内容に於て獨り公私立大學に關するのみならず、亦帝國大學にも關係あるべきに依り、之を本學評議會にも諮詢せられたきことを決議し、山川總長より其の次第を文部大臣に具申したるに、文部次官福原謙次郎は文部大臣の命に依り、大學令要項を擧げて本學評議會の意見を徵し、且世論の要求に鑑み、大學修業年限の短縮に關し成案あらば答申せられた。たき旨通達し來れり。大學令要項左の如し。

大學令要項

- 一、大學ハ高等ノ學識及品格ヲ備ヘ社會ノ指導者タルヘキ須要ノ人材ヲ養成シ及學術ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トスルコト
- 一、北海道地方費府縣又ハ市ハ大學ヲ設立スルコトヲ得ルコト
- 一、私人ハ大學ヲ設立スルヲ得ルコト
- 一、公立及私立ノ大學ノ設立廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クルコト
- 一、私人ニシテ大學ヲ設立セントスルトキハ其學校ヲ維持スルニ足ルヘキ收入ヲ生スル

資産及設備又ハ之ニ要スル資金ヲ備ヘ民法ニ依リ財團法人ヲ設立スヘキコト

- 一、公立及私立ノ大學ハ文部大臣之ヲ監督スルコト
- 一、大學ノ修業年限ハ四箇年以上トスルコト
- 一、大學ニ入學スルコトヲ得ル者ハ中學校若クハ修業年限五箇年ノ高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノト指定シタルモノタルコト
- 一、大學ニ於テハ其ノ卒業生ノ爲ニ研究科ヲ置キ其ノ他學術研究ニ必要ナル設備ヲ爲スヘキコト
- 一、大學ニ於テハ別科及附屬專門部ヲ設クルヲ得ルコト
- 一、附屬專門部ニ關シテハ專門學校ニ關スル規定ヲ準用スルコト
- 一、官立大學ノ修業年限、學科、學科目及其ノ程度並研究科及別科ニ關スル規程ハ特別ノ規定アル場合ノ外文部大臣之ヲ定ムルコト
- 一、公立及私立ノ大學ノ修業年限、學科、學科目及其ノ程度並研究科及別科ニ關スル規程ハ公立大學ニ於テハ管理者私立大學ニ在テハ設立者文部大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムルコト

- 一、公立及私立ノ大學ノ教員ノ採用ハ公立大學ニ在テハ管理者私立大學ニ在テハ設立者ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受クヘキコト但シ勅任セララル、者及奏薦ニ依リ任命セララル者ニ就キテハ此ノ限ニ在ラサルコト
- 一、大學ニ於テハ其ノ卒業者ニ對シ學士ノ稱號ヲ授クルヲ得ルコト
- 一、大學ニ於テハ其ノ研究科ニ三箇年以上在學シ研究ノ成績ヲ提出シテ請求ヲ爲ス者又ハ論文ヲ提出シテ請求ヲ爲ス者ニ對シ教授會ノ審査ヲ經テ博士ノ稱號ヲ授クルコトヲ得ルコト
- 前項ノ外學術上成績アル者ニ對シテハ大學ニ於テ教授會ノ決議ヲ經テ博士ノ稱號ヲ授クルヲ得ルコト
- 一、稱號ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ムルコト
- 一、本令ニ依ル學校ニ非サレハ新ニ大學又ハ大學校ト稱スルヲ得サルコト
- 一、學位令及博士會規則ハ之ヲ廢止スルコト
- 但シ本令施行前授與シタル學位並本令施行ノ際現ニ論文ヲ提出シテ學位ヲ請求スル者ニ對シ本令施行後授與スル學位ニ關シテハ博士會ニ關スル事項ヲ除ク外仍從前ノ規定ニ依ルコト

本學評議會は右に對し大要

- 一、大學令は其の主要の條項に於て不備の點ありと認むるに就き當局に於て更に考究の上諮詢ありたきこと
- 一、各分科大學の修業年限は之を短縮するの餘地なしと雖も豫備教育以下に於て現今の學力を低減せずして年限を短縮する良法あるやも計り難し當局に於て調査の上諮詢ありたきこと

と云ふ決議を爲し、山川總長より文部省に答申せり。

前記の答申書を提出すると同時に本學に於ては猶同一問題に就き研究を續行し、十一月二十三日の評議會に於て、一面文部大臣へ教育調査會に於ける調査追々進行せるに就いては帝國大學及高等學校に關する事項に就き、原案作成の節は之を教育調査會に提出せらるゝ前に本學へ諮詢ありたき旨を上申し、一面左記の方法により各分科大學教授會の意見を徵することと爲せり。即ち

- 一、大學令案に對する本學の意見は教授助教授の總會に於て決定することの可否
- 二、若し總會開催を可とするときは先づ總會を開き若干の委員を選定して意見案を作成

せしめ、更に之を總會の議に附すべきか、又は各分科大學教授會に於て委員三名を選定し聯合委員に意見案を作或せしめ總會の議に附すべきか

總會開催を否とするときは各分科大學教授會に於て委員三名を選定し聯合委員に於て意見案を決定せしむること

而して大學令案に關係して左記四項を諮詢要項として示すことと爲せり。即ち

第一、帝國大學ト他ノ大學トヲ同一ノ法令ノ下ニ支配セシムルノ可否

第二、大學修業年限ノ件

第三、高等學校廢止ノ件

若シ廢止スルトキハ帝國大學豫備教育及ソノ年限ハ如何スルヤ

第四、學位令ノ件

教授助教授の總會開催に關しては、十一月三十日の評議會に於て各分科大學長より當該教授會の意見を報告したるに、可否同數なるを以て總會は之を開催せざることと爲し、前記諮詢要項に對する各分科大學教授會の意見は、來る十二月十四

日までに之を徴したる上、評議會に於て意見案を作成することと爲せり。

尋いで十二月二十一日の評議會に於て、前記諮詢要項に就き各分科大學長より當該教授會の意見を報告せり。其の結果を録すれば諮詢要項第一に關しては、大學は凡て同一の程度なることを要するの理由の下に、帝國大學と他の大學とを同一法令の下に支配するを可とする者多數、諮詢要項第二に關しては何れの教授會も帝國大學の修業年限は短縮すべからずと爲し、諮詢要項第三に關しては、高等學校は廢止すべからずとする者多數、又諮詢要項第四に關しては、學位は之を稱號と爲すも可なりとするもの多數を占めたり。依つて總長に於て此等の意見を參酌し、本學の意見案を調製することとなれり。

大學令案審議中に大正六年九月に於て教育調査會は廢せられ、同月勅令第百五十二號を以て臨時教育會議を設置せられ、大學令案の外小學教育、高等普通教育、專門教育、女子教育、視學制度、學位令等に關する諸案皆其の審議に附せられたり。同會議は慎重審議を重ねて夫々議決する所あり。文部省は其の決議に本づき新に大學令等を制定し、大正七年七月四日文部大臣岡田良平より内閣總理大臣寺內正

毅に提出し、同年九月十二日の閣議に於て之を決定し、裁可を仰ぐこととなりたるに、勅旨により樞密院に諮詢せられたり。同院に於ても亦慎重審議を重ねたる結果、十一月二十七日に於て文部省の原案に修正を加へたるものを議決し、十二月二日再び閣議に附せられ、尋いで同月五日勅令第三百八十八號を以て大學令を公布せられたり。其の條文左の如し。

大學令

- 第一條 大學ハ國家ニ須要ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ、並ニ其蘊奧ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ、兼テ人格ノ陶冶及國家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス
- 第二條 大學ニハ數個ノ學部ヲ置クヲ常例トス、但シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ單ニ一個ノ學部ヲ置クモノヲ以テ一大學ト爲スコトヲ得
- 學部ハ法學、醫學、工學、文學、理學、農學、經濟學及商學ノ各部トス
- 特別ノ必要アル場合ニ於テ實質及規模一學部ヲ構成スルニ適スルトキハ前項ノ各部ヲ分合シテ學部ヲ設クルコトヲ得
- 第三條 學部ニハ研究科ヲ置クヘシ

數個ノ學部ヲ置キタル大學ニ於テハ研究科間ノ聯絡協調ヲ期スル爲之ヲ綜合シテ大學院ヲ設クルコトヲ得

第四條 大學ハ帝國大學、其ノ他官立ノモノノ外、本令ノ規定ニ依リ公立又ハ私立ト爲スコトヲ得

第五條 公立大學ハ特別ノ必要アル場合ニ於テ北海道及府縣ニ限り之ヲ設立スルコトヲ得

第六條 私立大學ハ財團法人タルコトヲ要ス、但シ特別ノ必要ニ因リ學校經營ノミヲ目的トスル財團法人カ其ノ事業トシテ之ヲ設立スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第七條 前條ノ財團法人ハ大學ニ必要ナル設備又ハ之ニ要スル資金及少クトモ大學ヲ維持スルニ足ルヘキ收入ヲ生スル基本財産ヲ有スルコトヲ要ス

基本財産中前項ニ該當スルモノハ現金又ハ國債證券、其ノ他文部大臣ノ定ムル有價證券トシ之ヲ供託スヘシ

第八條 公立及私立ノ大學ノ設立廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ、學部ノ設置廢止亦同シ

前項ノ認可ハ文部大臣ニ於テ勅裁ヲ請フヘシ

第九條 學部ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該大學豫科ヲ修了シタル者、高等學校高等科ヲ卒リタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認めラレタル者トス

入學ノ順位ニ關スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム

第十條 學部ニ三年以上在學シ一定ノ試験ヲ受ケ之ニ合格シタル者ハ學士ト稱スルコトヲ得

前項ノ在學年限ハ醫學ヲ修ムル者ニ在リテハ四年以上トス

第十一條 研究科ニ入ルコトヲ得ル者ハ醫學ヲ修ムル者ニ在リテハ四年以上、其ノ他ノ者ニ在リテハ三年以上、當該學部ニ在學シ其ノ他相當ノ學力ヲ具ヘタル者ニシテ當該學部ニ於テ適當ト認めタルモノトス

第十二條 大學ニハ特別ノ必要アル場合ニ於テ豫科ヲ置クコトヲ得

大學豫科ニ於テハ高等學校高等科ノ程度ニ依リ高等普通教育ヲ爲スヘシ

第十三條 大學豫科ノ修業年限ハ三年又ハ二年トス

修業年限三年ノ大學豫科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ中學校第四學年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認めタル者トス

修業年限二年ノ大學豫科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ中學校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認めラレタル者トス

第十四條 大學豫科ノ設備、編制、教員及教科書ニ付テハ高等學校高等科ニ關スル規定ヲ準用ス

第十五條 大學豫科ノ生徒定數ハ毎年ノ豫科修了者ノ員數カ其ノ年當該大學ニ收容シ得ル員數ヲ超過セサル程度ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第十六條 大學及大學豫科ノ學則ハ法令ノ範圍内ニ於テ當該大學之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受タヘシ

第十七條 公立及私立ノ大學ニハ相當員數ノ專任教員ヲ置クヘシ

第十八條 私立大學ノ教員ノ採用ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ、公立大學ノ教員ニシテ官吏ノ待遇ヲ受ケサル者ニ付亦同シ

第十九條 公立及私立ノ大學ハ文部大臣ノ監督ニ屬ス

第二十條 文部大臣ハ公立及私立ノ大學ニ對シ報告ヲ徵シ檢閲ヲ行ヒ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十一條 本令ニ依ラサル學校ハ勅定規程ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外大學ト稱

シ又ハ其ノ名稱ニ大學タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウルコトヲ得ス

附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
本令施行ノ際現ニ大學ト稱シ又ハ其名稱ニ大學タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウル學校ニハ當分ノ内第二十一條ノ規定ヲ適用セス

第二節 帝國大學令の改正

帝國大學令は明治十九年の制定に係り、爾來次々改正を加へられし點ありしも、前節述ぶる所の大學令制定の議に伴ひ、之が改正の必要を生じ、大正七年十月十四日、文部大臣中橋徳五郎より内閣總理大臣原敬に帝國大學令改正及東京帝國大學官制中改正の件を提出し、閣議と樞密院の議とを経て大正八年二月六日勅令第十二號を以て帝國大學令を公布せられ、同年四月一日より之を施行することとなり。帝國大學令の條文左の如し。

帝國大學令

第一條 帝國大學ハ數個ノ學部ヲ綜合シテ之レヲ構成ス

第二條 各帝國大學ニ置ク學部ノ種類ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 帝國大學ニ大學院ヲ置ク

第四條 帝國大學ニハ官制ノ定ムル所ニ依リ總長、學部長、教授、助教授其ノ他必要ナル職員ヲ置ク

必要アル場合ニ於テハ帝國大學總長ハ講師ヲ囑託スルコトヲ得

第五條 帝國大學ニ評議會ヲ置キ各學部長各學部ノ教授二人以内ヲ以テ之ヲ組織ス  
帝國大學總長ハ評議會ヲ召集シ其ノ議長トナル

第六條 教授ニシテ評議員タル者ハ各學部毎ニ教授ノ互選ニ依リ文部大臣之ヲ命ス  
前項評議員ノ任期ハ三年トス

第七條 評議員ハ左ノ事項ヲ審議ス

一 學部ニ於ケル學科ノ設置及廢止

二 講座ノ設置及廢止ニ付諮詢シタル事項

三 大學内部ノ制規

四 其ノ他文部大臣又ハ帝國大學總長ノ諮詢シタル事項

評議會ハ高等教育ニ關スル事項ニ付意見ヲ文部大臣ニ建議スルコトヲ得

第一章 大學令の公布 帝國大學令の改正 東京帝國大學學部に關する勅令

第八條 學部ニ教授會ヲ置キ教授ヲ以テ之ヲ組織ス

學部長ハ教授會ヲ召集シ其ノ議長トナル

第九條 教授會ハ左ノ事項ヲ審議ス

- 一 學部ノ學科課程ニ關スル事項
- 二 學生ノ試験ニ關スル事項

三 其ノ他文部大臣又ハ帝國大學總長ノ諮詢シタル事項

第十條 學部長ハ必要アリト認ムルトキハ助教教授又ハ囑託講師ヲ教授會ニ列席セシムルコトヲ得

第十一條 學部ニ講座ヲ置ク

講座ハ教授ヲシテ之ヲ擔任セシム但シ教授ヲ缺ク場合其ノ他特別ノ事情アル場合ニ於テハ助教教授又ハ囑託講師ヲシテ之ヲ擔任セシムルコトヲ得

第十二條 講座ノ種類及其ノ數ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 帝國大學ニ功勞アリ又ハ學術上效績アル者ニハ勅旨ニ依リ名譽教授ノ名稱ヲ與フルコトアルヘシ

附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

新令は之を舊令に比すれば形式上等に於て相異なる點少なからずと雖も、今一々之を説明するの煩を避け最も重要な點に關してのみ改正の要旨を説明すべし。新舊二令を比較するに重要な改正と認むべき點凡そ五あり。即ち

一、綜合制の徹底

二、教授助教等の所屬

三、大學院の性質

四、評議員の増員

五、學位授與に關する事項

是れなり。今此等に就き説明を試みんとす。

一、帝國大學は本學を始めとし従來數科の分科大學を綜合して成れるものにして、初めより綜合制度の下に存立せるものなるが仔細に其の體制を検討するときは綜合性の未だ充分に徹底せざるものなしと謂ふべからず。帝國大學を構成する分科大學は夫々獨立の機關たるの觀なきにしもあらず、分科大學間の聯絡も不備

の點ありて、統一體としての帝國大學の機能を呈するに遺憾あるを免れず。綜合性を徹底せしめんとする事、今次の改正の大眼目たり。即ち從來分科大學と稱せるものを改めて學部と稱し、各學部間の聯絡統一體としての帝國大學の機能を發揮するに遺憾なからしめんことを期せるものなり。是れ新令第一條に「帝國大學ハ數個ノ學部ヲ綜合シテ之ヲ構成ス」と規定せる所以なり。

二、綜合性を徹底せしめんとするに就き、當然起り來る問題は、教授、助教授等職員の所屬に關する問題なり。從來教授、助教授等は夫々分科大學の職員にして、帝國大學には僅に總長、書記官等の職員ありしに過ぎず。今綜合主義を徹底せしめんとするに就き、此の點に於ても改正を加ふるの必要あり。教授、助教授等は總て帝國大學教授、帝國大學助教授等として、各學部勤務を命せらるゝこととなり、以て統一體としての帝國大學の體制を備へしめたるなり。是れ新令第四條に「帝國大學ニハ官制ノ定ムル所ニヨリ總長教授助教授其他必要ナル職員ヲ置ク」と規定せる所以なり。

三、舊令には帝國大學は大學院及分科大學を以て構成すとあり、大學院は分科大學

と並びて帝國大學を構成する要素たりしが、大學令には研究院に關する規定のみありて、大學院に關する規定なし。蓋し大學令は綜合大學の外に單科大學を認め、單科大學には大學院を設くべきものにあらざるを以て、大學院を認めずして研究科を認めたるものなるべし。其の結果帝國大學は各學部に設けらるべき研究科を併せて、之を大學院と稱するが如く改正せられ、新令第三條に「帝國大學ニ大學院ヲ置ク」とあるも、事實大學院學生は各學部に分屬することとなれり。新令第一條には「帝國大學ハ數個ノ學部ヲ綜合シテ之ヲ構成ス」とありて、大學院は其の構成要素にあらず。是れ從來屢々改正を論議せられたる大學院の性質の上に加へられたる一大改變なりとす。

四、舊令に於ては評議員は各分科大學長の外に各分科大學教授一人を以て之に任じたるも、新令に於ては各學部長の外に「各學部ノ教授二人以内」とし、各學部に就き一人の増員を行ひたり。是れ評議會に關する重要な改正たり。

五、舊令にありては評議會の職務の一として學位授與に關する件を含み、又各分科大學教授會の職務の一として學位授與資格の審査に關する件を含みたるが、新令



に於ては何れも全く之を削除せり。蓋し大學令の制定と共に學位授與に關する權能を官公私立大學に一樣に附與せんとするに就き、別に學位令に於て之に關する規定を設けんとするを以て、帝國大學令中よりは削除せられたるものなり。是れ亦學位に關して加へられんとする重要な改正の一つなりとす。

第三節 東京帝國大學學部に關する勅令

前記改正帝國大學令第二條に、學部ノ種類ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」と規定せられしを以て、帝國大學令改正と同日勅令第十三號を以て、各帝國大學の學部を定められたり。其の結果本學に法學部、醫學部、工學部、文學部、理學部、農學部、經濟學部の七學部を置かれ、附則に於て從來の法科大學、醫科大學、工科大學、文科大學、理科大學、農科大學は各法學部、醫學部、工學部、文學部、理學部、農學部となれり。學部として全く新に成立せしものは經濟學部なりとす。

經濟學部の新設に關する詳細は、本卷第二篇第七章に述ぶべきも、之を要するに最近に於ける經濟學の進歩、又將來に於ける斯學研究の必要に由るものなり。經濟學部の新設に依りて、明治十年東京大學開設當時法理、文、醫、四學部を備ふるに過

ぎざりし本學は、此に七箇の學部を擁することとなり、規模著しく擴大せり。勅令の條文左の如し。

帝國大學及其ノ學部ハ左ノ如シ

東京帝國大學

- 法學部
- 醫學部
- 工學部
- 文學部
- 理學部
- 農學部
- 經濟學部

京都帝國大學

- 法學部
- 醫學部

第一章

大學令の公布 帝國大學令の改正 東京帝國大學學部に關する勅令

工學部

文學部

理學部

東北帝國大學

理學部

醫學部

九州帝國大學

醫學部

工學部

農學部

北海道帝國大學

農學部

醫學部

附則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

従前ノ法科大學、醫科大學、工科大學、文科大學、理科大學、農科大學ハ各本令ノ法學部、醫學部、工學部、文學部、理學部、農學部トス

九州帝國大學農學部及北海道帝國大學醫學部ノ各學科開設ノ期日ハ文部大臣之ヲ定ム  
明治三十年勅令第二百八號、同年勅令第二百九號、明治四十年勅令第二百三十六號、明治四十三年勅令第四百四十八號及大正七年勅令第四十三號ハ之ヲ廢止ス

## 第二章 東京帝國大學官制 東京帝國大學高等 官官等俸給令

### 第一節 東京帝國大學官制及其の改正

前記帝國大學令の公布に依り、本學の組織に一大改正を加へられたれば、本學官制は當然之を改正すべきこととなり、大正八年三月三十一日勅令第五十號を以て、東京帝國大學官制を公布せられたり。新官制は舊官制を整理し、條文の併合移動

を行ひたる點少なからずと雖も、更に大なる改正は前章に述べたる綜合性の徹底より來る改正の簡條なりとす。即ち舊官制に於ては第一條に東京帝國大學に設くる所の職員を擧げて、總長、書記官、事務官、學生監、司書官、書記、司書と爲し、第六條に於て各分科大學に設くる所の職員を擧げて、教授、助教授、助手、書記等とし、第十條に其の外各分科大學に學長一人を設くることを規定し、分科大學は隱然一の單科大學を成すの觀ありき。今綜合性を徹底せしめ、分科大學を學部と改めたるに就き、官制の上にも教授、助教授等は學部の職員に非ずして、東京帝國大學の職員たることを明にする必要あり。此に於て新官制第一條は東京帝國大學に左の職員を置くとして、總長、教授、助教授、書記官、事務官、學生監、司書官、助手、書記、司書を列擧し、第二條に於て、教授ハ各學部ニ分屬シテ其講座ヲ擔任シ學生ヲ教授シ其研究ヲ指導ス、又、助教授ハ各學部ニ分屬シ教授ヲ助ケテ授業及實驗ニ従事スと規定して、第六條に各學部に學部長一人を置く云々と規定せり。新官制は更に附則として施行上の手續を定め、本令施行ノ際現ニ東京帝國大學分科大學ノ教授又ハ助教授ノ職ニアル者ニ關シ、別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ各東京帝國大學ノ教授又ハ助

教授ニ同官等並現ニ受クル本俸及加俸ノ額ニ相當スル級俸ヲ以テ任ゼラレタルモノとし、又本令施行ノ際現ニ東京帝國大學各分科大學ノ助手又ハ書記ノ職ニアル者ニ關シ、別ニ辭令書ヲ交付セラレザルトキハ各東京帝國大學ノ助手又ハ書記ニ同俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス等のことを規定せり。

東京帝國大學官制の全文左の如し。

東京帝國大學官制

第一條 東京帝國大學ニ左ノ職員ヲ置ク

- 總長
- 教授
- 助教授
- 書記官
- 事務官
- 學生監
- 司書官

第二章

東京帝國大學官制 東京帝國大學高等官官等俸給令

助手  
書記  
司書

第二條 總長ハ一人勅任トス文部大臣ノ監督ヲ承ケ東京帝國大學一般ノ事ヲ掌リ所屬職員ヲ統督ス

總長ハ高等官ノ進退ニ關シテハ文部大臣ニ具狀シ判任官ニ關シテハ之ヲ專行ス

第二條ノ二 教授ハ專任百七十五人奏人又ハ勅任トス各學部ニ分屬シテ其講座ヲ擔任シ學生ヲ教授シ其研究ヲ指導ス

教授ニシテ學部長、醫學部附屬醫院長、農學部附屬演習林長又ハ傳染病研究所長ニ補セラレタル者ニハ講座ヲ擔任セシメサルコトヲ得

第二條ノ三 助教授ハ專任八十六人奏任トス各學部ニ分屬シ教授ヲ助ケテ授業及實驗ニ従事ス

講座ヲ擔任スル助教授ハ前項ノ定員外トス但シ講座ヲ分擔スル者ハ此限ニ在ラス

第三條 書記官ハ專任三人奏任トス總長ノ命ヲ承ケ庶務會計ヲ掌理ス事務官ハ專任一人奏任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ヲ分掌ス

第四條 學生監ハ專任二人奏任トス

學生監ハ總長ノ命ヲ承ケ學生ノ取締ニ關スル事ヲ掌ル

第四條ノ二 司書官ハ專任一人奏任トス上官ノ命ヲ承ケ附屬圖書館ニ於ケル圖書記錄及閱覽ニ關スル事務ヲ掌理ス

第四條ノ三 助手ハ專任百九十人判任トス各學部ニ分屬シ教授又ハ助教授ノ指揮ヲ受ケテ學術ニ關スル職務ニ服ス

第五條 書記ハ專任五十九人判任トス上官ノ命ヲ受ケ庶務會計ニ従事ス

司書ハ專任十人判任トス上官ノ命ヲ受ケ附屬圖書館ニ於ケル圖書記錄ノ整理、保存及閱覽ニ關スル事務ニ従事ス

第六條 各學部ニ學部長一人ヲ置キ其ノ學部ニ屬スル教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス學部長ハ總長ノ監督ノ下ニ於テ其ノ學部ノ事ヲ掌ル

第七條 醫學部ニ附屬醫院及附屬醫院藥局ヲ置ク

醫院ニ醫院長、醫院藥局長ヲ置ク

醫院長ハ醫學部ニ屬スル教授ノ中ヨリ藥局長ハ醫學部ニ屬スル教授又ハ助教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

醫院長及藥局長ハ總長ノ監督ノ下ニ於テ各其ノ事務ヲ掌理ス

第八條 醫院ニ看護婦長ヲ置ク專人六人判任トス

看護婦長ハ上官ノ命ヲ承ケテ醫院ニ於ケル看護ニ關スル職務ニ服ス

第九條 理學部ニ附屬東京天文臺、附屬臨海實驗所及附屬植物園ヲ置ク東京天文臺ニ天

文臺長、臨海實驗所ニ臨海實驗所長、植物園ニ植物園長ヲ置ク

天文臺長ハ理學部ニ屬スル教授ノ中ヨリ臨海實驗所長及植物園長ハ理學部ニ屬スル

教授又ハ助教ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

天文臺長、臨海實驗所長及植物園長ハ總長ノ監督ノ下ニ於テ各其ノ事務ヲ掌理ス

第十條 農學部ニ附屬演習林及附屬農場ヲ置ク

演習林ニ演習林長、農場ニ農場長ヲ置キ農學部ニ屬スル教授又ハ助教ノ中ヨリ文部

大臣之ヲ補ス

演習林長及農場長ハ總長ノ監督ノ下ニ於テ各其ノ事務ヲ掌理ス

第十一條 農學部ニ附屬農業教員養成所ヲ置ク

農業教員養成所ニ農業教員養成所主事ヲ置キ農學部ニ屬スル教授又ハ助教ノ中ヨリ

文部大臣之ヲ補ス

農業教員養成所主事ハ農學部長ノ監督ノ下ニ於テ農業教員養成所ノ事務ヲ掌理ス

第十二條 東京帝國大學ニ附屬航空研究所ヲ置ク

航空研究所ニ航空研究所長ヲ置キ工學部又ハ理學部ニ屬スル教授ノ中ヨリ文部大臣

之ヲ補ス

航空研究所長ハ總長ノ監督ノ下ニ於テ航空研究所ノ事務ヲ掌理ス

第十三條 東京帝國大學ニ附屬圖書館ヲ置ク

圖書館ニ圖書館長ヲ置キ教授助教又ハ司書官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

圖書館長ハ總長ノ監督ノ下ニ於テ圖書館ノ事務ヲ掌理ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ東京帝國大學分科大學ノ教授又ハ助教ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ  
交付セラレサルトキハ各東京帝國大學ノ教授又ハ助教ニ同官等並現ニ受クル本俸及  
加俸ノ額ニ相當スル級俸ヲ以テ任セラレタルモノトス但シ現ニ受クル本俸及加俸ノ額  
ニ相當スル級俸ナキトキハ従前ノ本俸及加俸ノ額ニ相當スル本俸ヲ受クルモノトス  
本令施行ノ際現ニ東京帝國大學分科大學ノ助手又ハ書記ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交

付セラレサルトキハ各東京帝國大學ノ助手又ハ書記ニ同俸級ヲ以テ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ東京帝國大學醫科大學看護婦長ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ東京帝國大學醫學部附屬醫院看護婦長ニ同俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ東京帝國大學ノ分科大學長、醫科大學附屬醫院長、醫科大學附屬醫院藥局長、理科大學附屬東京天文臺長、理科大學附屬臨海實驗所長、理科大學附屬植物園長、農科大學附屬演習林長、農科大學附屬農場長又ハ農科大學附屬農業教員養成所主事ノ職ニ在ル者ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ各東京帝國大學ノ學部長、醫學部附屬醫院長、醫學部附屬醫院藥局長、理學部附屬東京天文臺長、理學部附屬臨海實驗所長、理學部附屬植物園長、農學部附屬演習林長、農學部附屬農場長又ハ農學部附屬農業教員養成所主事ニ補セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ東京帝國大學分科大學ノ助教授又ハ助手ニシテ休職ノ者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ休職ノ儘各東京帝國大學ノ助教授又ハ助手ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

右官制は其の後屢々改正を加へられたるが、其の多くは教官及事務關係官史の定員の増減に屬するものなるを以て、今便宜の爲め左の如く表に作成して之を示し、一々之が説明を附せず。但特別に必要あるもの及表以外の事項に關するものは、表の後に於て別に之が説明を爲すべし。

官制所定教官等定員増減表

教授	助教授	助手	書記	書記官	學生監	司書官	看護婦長	司書	技手	
一七五	八六	一九〇	五八	三	二	一	六	一〇		大正八年三月三十一日 勅令第五十號
一八一	九四	二〇四	五九	同右	同右	同右	同右	同右		大正八年八月二十日 勅令第四百九號
一九二	一〇七	二二三	六〇	同右	同右	同右	同右	同右		大正九年九月十六日 勅令四百八號
二〇三	一一九	二二四	同右	同右	同右	同右	一七	同右		大正十年十一月二十二日 勅令第四百十九號
二一六	一三二	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右		大正十一年八月十六日 勅令第三百七十七號
同右	同右	二五四	六六	同右	同右	同右	同右	同右		大正十一年十一月三日 勅令第四百八十一號
二二二	一四〇	二六六	七一	同右	同右	同右	同右	同右		大正十二年八月二十七日 勅令第三百七十一號



臣之を補すこととなれり。此に於て東京帝國大學官制第九條中附屬東京天文臺に關する字句を削除することとなれり。

第二節 東京帝國大學高等官等俸給令の改正

前卷第一篇第二章に述べたる如く本學高等官の官等及俸給に關する事項は明治四十三年三月改正の勅令第三百三十四號高等官等俸給令に於て規定せられたるが、同令は帝國大學教官の俸給に關しては本俸に關する規程を有するに止まり職務俸に及ばず、而して職務俸に關しては、仍ほ明治三十年勅令第二百十二號帝國大學高等官等俸給令(明治四十三年三月二十六日改正、前卷第一篇第二章第二節參照)に依れり。今大正八年以降の改正を年次を逐ひて左に掲ぐべし。

大正八年東京帝國大學官制の改正に伴ひ、大正八年三月三十一日勅令第七十三號を以て文武高等官官等俸給令中左の如く改正せられたり。

官名	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級	十四級
帝國大學教授	三,000	二,700	二,500	二,100	1,700	1,500	1,300	1,100	1,000	850	750	600	500	
帝國大學助教授	二,000	1,700	1,500	1,300	1,100	1,000	850	750	600	500				

猶同勅令附則に於て帝國大學分科大學教授高等官一等の在官年數の通算に關し、左の如く規定せられたり。

帝國大學分科大學教授ノ高等官一等ノ在官年數ハ高等官官等俸給令第九條第二項ノ規定ノ適用ニ付帝國大學教授ノ高等官一等ノ在官年數ニ之ヲ通算ス

同日勅令第七十四號を以て、同令第七條の三として左の一項を加へられたり。

第七條ノ三 教授又ハ助教ノ職務俸ハ通シテ年額千五百圓ヲ超ユルコトヲ得ス

大正九年八月十七日勅令第二百五十七號を以て、高等官官等俸給令に改正を加へ、左の如く定められたり。

官名	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級
帝國大學教授	四,500	四,100	三,800	三,300	三,100	二,700	二,300	二,000	1,700	1,500	1,300	1,100
帝國大學助教授	三,100	二,800	二,500	二,200	二,100	二,000	1,700	1,500	1,300	1,100	1,000	900

猶同日勅令第二百六十一號を以て、同令第三條に「教授ニシテ學部長醫院長ニ補セラレタル者ニハ職務俸八百圓以内ヲ給スルコトヲ得」とあるを「千二百圓」と改め、



又教授ニシテ天文臺長、航空研究所長、傳染病研究所長ニ補セラレタル者ニハ職務俸六百圓以内ヲ給スルコトヲ得」とあるを「八百圓」と改め、又教授、助教授ニシテ臨海實驗所長、植物園長、演習林長、農場長、藥局長、又ハ圖書館長ニ補セラレタル者ニハ職務俸四百圓以内ヲ給スルコトヲ得」とあるを「六百圓」と改め、又第四條に「各講座ニ對スル職務俸ハ學科ノ種類職務ノ繁閑ニ從ヒ年額二百圓以上千二百圓以下トシ」とあるを「六百圓以上千八百圓以下」と改め、且左の但書を加へたり。

但シ各講座ニ對スル職務俸ハ本俸ト合シテ五千七百圓ヲ超ユルコトヲ得ス

又第六條に「助教授ハ學科ノ種類職務ノ繁閑ニ從ヒ年額二百圓以上六百圓以下ノ職務俸ヲ受ク」とあるを「三百圓以上九百圓以下」と改め、第七條の二に「教授ニシテ講座外ノ授業ヲ擔當スルトキハ一ケ年六百圓以内ヲ俸給ヨリ給スルコトヲ得」とあるを「九百圓」と改め、同條の三に「教授又ハ助教授ノ職務俸ハ通シテ年額千五百圓ヲ超ユルコトヲ得ス」とあるを「二千二百圓」と改め、且左の但書を加へたり。

但シ職務俸ノ額ハ本俸ト合シテ六千圓ヲ、本俸及年功加俸ト合シテ六千七百圓ヲ超ユルコトヲ得ス

大正十年七月九日勅令第三百十二號を以て、帝國大學高等官官等俸給令中左の如く改正を加へられたり。

(一)帝國大學高等官官等俸給令第三條中「航空研究所長及演習林長」を削り、「醫院長」の下に「航空研究所長」を、「傳染病研究所長」の下に「演習林長」を、「農場長」の下に「分院長」を加ふ。

右は航空研究所長の職務俸を學部長、醫院長と同額に進め、演習林長の職務俸を天文臺長、傳染病研究所長と同額に進めたるものなり。

(二)第四條の二として左の一項を加ふ。

教授ニシテ航空研究所員ニ補セラレ講座ヲ擔任セサル者ニハ職務俸千八百圓以内ヲ給スルコトヲ得但シ本俸ト合シテ五千七百圓ヲ超ユルコトヲ得ス

大正十一年八月八日勅令第三百六十三號を以て、帝國大學高等官官等俸給令中改正を加へたり。其中本學に關係のある部分を擧ぐれば、同令第六條の二として左の一項を加ふ。

助教授ニシテ航空研究所員又ハ金屬材料研究所員ニ補セラレ專ラ所務ニ従事スル者ニハ金額九百圓以内ノ職務俸ヲ給スルコトヲ得

大正十二年五月八日勅令第二百三十一號を以て帝國大學高等官官等俸給令中改正を加へられたり。即ち同令第三條に「教授助教授ニシテ臨海實驗所長植物園長演習林長農場長分院長藥局長又ハ圖書館長ニ補セラレタル者ニハ職務俸ヲ六百圓以内ヲ給スルコトヲ得」とある中に「學生監を加へられたり。

大正十四年十一月十三日勅令第三百十一號を以て地震研究所を本學に附置せらる。其の結果同日勅令第三百十三號を以て帝國大學高等官官等俸給令に改正を加へられたり。即ち「教授ニシテ學部長醫院長航空研究所長金屬材料研究所長ニ補セラレタル者ニハ職務俸千二百圓以内ヲ給スルコトヲ得」とある「金屬材料研究所長」の次に「地震研究所長」を加へ、又第四條の二に「教授ニシテ航空研究所員又ハ金屬材料研究所員ニ補セラレタル者ニハ職務俸千八百圓以内ヲ給スルコトヲ得」とあり、又第六條の二に「助教授ニシテ航空研究所員又ハ金屬材料研究所員ニ補セラレ專ラ所務ニ従事スル者ニハ年額九百圓以内ノ職務俸ヲ給スルコトヲ得」とあ

る、又ハ金屬材料研究所員を「金屬材料研究所員又ハ地震研究所員」と改められたり。

大正十五年十月四日勅令第三百十四號を以て帝國大學高等官官等俸給令第三條中「地震研究所長」の次に「又ハ化學研究所長」を加へ、第四條ノ二中「又ハ地震研究所」を「地震研究所員又ハ化學研究所員」と改め、第六條ノ二中「又ハ地震研究所員」を「地震研究所員又ハ化學研究所員」に改められたり。

### 第三章 講座の増設 新設及分設

大正八年二月六日帝國大學令改正せられ、本學從來の分科大學は學部と改められ、且新に經濟學部を設けられたるに依り、同日勅令第十四號を以て本學各學部に於ける講座名稱及講座數を左の如く定められたり。

法學部

第三章 講座の増設 新設及分設

講座數

憲法	一
國法學	一
民法	四
商法	二
海法	一
民事訴訟法、破產法	二
刑法	一
刑事訴訟法	一
政治學	一
政治史	一
外交史	一
行政法	二
國際公法	二
國際私法	一

法制史	一
西洋法制史	一
羅馬法	一
英吉利法	二
佛蘭西法	一
獨逸法	一
法理學	一

醫學部

解剖學	三
生理學	二
醫化學	一
病理學、病理解剖學	二
藥物學	二
內科學	三

產科學、婦人科學

小兒科學

外科學

整形外科學

眼科學

皮膚病學、微毒學

精神病學

衛生學

法醫學

血清化學

耳鼻咽喉科學

齒科學

藥學

藥品製造學

工學部

第三章

講座の増設

新設及分設

一	二
三	一
一	一
一	一
一	一
二	二
一	一
一	一
一	一
一	一
三	三
一	一

講座數

土木工學	四
機械工學	三
船舶工學	三
船用機關學	二
航空學	四
造兵學	二
電氣工學	四
建築學	四
應用化學	四
火藥學	一
採鑛學	三
冶金學	三
應用力學	一
力學	一

文學部

國語學、國文學	二
國史學	三
朝鮮史	一
支那哲學、支那文學	二
史學、地理學	一
東洋史學	二
西洋史學	二
哲學、哲學史	二
印度哲學	一
心理學	一
倫理學	一
宗教學、宗教史	一
社會學	一

講座數

教育學

美學、美術史	一
言語學	二
梵語學、梵文學	一
英吉利語學、英吉利文學	一
獨逸語學、獨逸文學	二
佛蘭西語學、佛蘭西文學	一
理學部	一
數學	四
理論物理學	二
星學	二
物理學	三
航空物理學	一
化學	四

講座數

動物學	三
植物學	三
遺傳學	一
地質學	二
礦物學	一
地理學	一
地震學	一
人類學	一
農學部	一

講座數

農學	二
農藝化學、化學	三
林學	四
植物學	一
植物病理學	一

第三章 講座の増設 新設及分設

動物學、昆蟲學、養蠶學	三
園藝學	一
畜產學	二
農産製造學	一
農業工學	一
森林利用學	一
地質學、土壤學	一
農林物理學、氣象學	一
農政學、經濟學	二
水産學	三
水産海洋學	一
家畜解剖學	一
家畜生理學	一
家畜內科學、家畜外科學	三
家畜衛生學、家畜藥物學	一

經濟學部

講座數

統計學

商業學

保險學

殖民政策

經濟學

五

一

三

一

一

其の後學術の發達に伴ひ、本學教育の完全を期せんが爲めに、各學部に於ける講座の増設新設又は分設を見たること少なからず、詳細は各學部の條下に掲ぐべし。

### 第四章 學位令 東京帝國大學學位規則

#### 第一節 學位令

大學令の制定に關して起これる問題中重要なるものの一は學位授與の權能なりとす。歐米に於て學位授與の特權を享有するを以て大學の特質と爲すに鑑み、帝國大學以外に官公私立大學を認むることとせば、其の何れにも學位授與の特權を與へざるべからず。従つて大學令の制定に伴ひ學位令は當然改正せらるべき運命となれり。此に於て大正九年七月五日勅令第二百號を以て、新に學位令を公

布せられ、明治三十一年制定の學位令及博士會規則は何れも廢止せられたり。新學位令は、學位ハ大學ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ授與ス」と定め、且學位教員會ニ於ケル論文審査ノ手續其他學位ニ關スル規定ハ大學ニ於テ之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クベシ」と規定せられたれば、本學に於ても之に本づき東京帝國大學學位規則を制定し、大正十年三月文部大臣の認可を経て之を施行せり。

今新學位令を掲ぐるに先ち一二の説明を試みんとす。抑々學位に關しては前にも述べたる如く、文部省より本學評議會に諮詢せられたる大學令要項中にも學位令に關する事項あり。又本學に於ける大學制度調査委員會に於ける調査事項にも學位に關する一項あり。學位令改正は多年の懸案たりしが、大學令制定に伴ひ解決されたるものなり。改正の要旨は、(一)學位は從來國家に於て授與せる制を廢し、文部大臣の認可を経て大學に於て之を授與することと爲せること、(二)學位の種類も亦國家に於て之を制定せずして大學に於て之を定め、文部大臣の認可を受くべきこと、爲せること、(三)大學院卒業による學位授與の資格を認めず、二年以上大學學部研究科に於て研究に従事し、論文を提出して學部教授會の審査に合格し

たるを以て學位受領の資格と爲したること、(四)博士會又は帝國大學總長の推薦を認めず學位は凡て論文を提出し、學部教員會の決議を経るを要することと爲したること、(五)學位を授與されたる者は其の提出に係る論文を印刷公表すべきことと爲したること等なりとす。

學位令全文左の如し。

學位令

- 第一條 學位ハ博士トス
- 第二條 學位ハ大學ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ授與ス
- 第三條 博士ノ種類ハ大學ニ於テ之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 第四條 學位ヲ授與セラルヘキ者ハ大學學部研究科ニ於テ二年以上研究ニ從事シ論文ヲ提出シテ學部教員會ノ審査ニ合格シタル者又ハ論文ヲ提出シテ學位ヲ請求シ學部教員會ニ於テ之ト同等以上ノ學力アリト認メタル者トス
- 第五條 學部教員會ハ前條ノ論文審査ニ付其ノ提出者ニ對シ試問ヲ行フコトヲ得
- 第六條 大學ニ於テ學位授與ノ認可ヲ申請スルトキハ論文及其ノ審査ノ要旨ヲ添附ス

ヘシ

- 第七條 學位ヲ授與セラレタル者ハ授與ノ日ヨリ六月内ニ其提出ニ係ル論文ヲ印刷公表スヘシ但シ學位授與前既ニ印刷公表セラレタルモノナルトキ又ハ文部大臣ニ於テ其ノ印刷公表ヲ相當ナラスト認メタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第八條 大學ハ論文ノ審査ニ付手数料ヲ徵收スルコトヲ得
- 第九條 學部教員會ニ於ケル論文審査ノ手續其ノ他學位ニ關スル規程ハ大學ニ於テ之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 第十條 學位ヲ有スル者其ノ榮譽ヲ汚辱スル行爲アルトキハ大學ニ於テ學位ニ關スル規程ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ經テ學位ノ授與ヲ取消スコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
明治三十一年勅令第三百四十四號學位令及博士會規則ハ之ヲ廢止ス但シ舊令ニ依リ授與シタル學位ハ仍其ノ效力ヲ有ス

本令施行前論文ヲ提出シテ學位ヲ請求シタル者ニ對シテハ舊令ニ依リ學位ヲ授與ス  
舊令ニ依ル學位ヲ有スル者其ノ榮譽ヲ汚辱スル行爲アルトキハ文部大臣其ノ學位ヲ褫

第二節 東京帝國大學學位規則

新學位令に依りて博士の種類及論文審査手續等に關する規程は各大學に於て之を定むべきこととなりたるに依り、本學に於ては翌大正十年三月二十三日文部大臣の認可を経て東京帝國大學學位規則を定めたり。

右規則に依れば本學に於て授與する學位は法學博士、醫學博士、藥學博士、工學博士、文學博士、理學博士、農學博士、經濟學博士の八種に定めたり。學位授與に關する細則に至りては後に全文を掲ぐべきも、今先づ一二の事項を説明せば、(一)學位申請の爲めに提出する論文は一篇に限ることとしたるも參考として他の論文を附加することを許せり。(二)論文が學部教授會の審査に附せられたる時は該會に於て二名以上の審査委員を選び、審査委員は審査の結果を教授會に報告し、教授會は教授定員三分の二以上出席せる會議に於て審査の結果を投票に附し、出席教授三分の二以上の賛成を得たるものを以て、學位を授與さるべき資格あるものと決す。(三)學部長は前項學部教授會の結果を總長に報告し、總長は文部大臣の認可を得て

學位を授與す。(四)學位記の様式を定め學位申請者に宛て、其の提出論文(題目を記す)が某學部教授會の決議を経たるに依り、學位を授與する旨を通告する形式を執れり。

學位規則の全文左の如し。

東京帝國大學學位規則

第一條 本學ニ於テ授與スル學位ハ左ノ八種トス

- 法學博士
- 醫學博士
- 藥學博士
- 工學博士
- 文學博士
- 理學博士
- 農學博士
- 經濟學博士

第四章 學位令 東京帝國大學學位規則

第二條 本學大學院ニ於テ二年以上研究ニ從事シタル者ハ其ノ在學中又ハ退學後一年以內ニ其ノ研究シタル事項ニ付論文ヲ當該學部長ニ提出シテ學位ヲ請求スルコトヲ得

學部長ハ前項ノ論文ヲ教授會ノ審査ニ付スヘシ

第三條 前條ニ該當スル者ノ外學位ヲ請求スルモノハ履歷書ヲ添ヘ其ノ請求スル學位ノ種類ヲ指定シテ論文ヲ總長ニ提出スヘシ

總長ハ前項ノ論文ヲ提出者ノ請求スル學位ノ種類ニ應シ相當學部教授會ノ審査ニ付ス

第四條 學位請求ノ爲ニスル論文ハ一篇ニ限ル但シ參考トシテ他ノ論文ヲ附加提出スルコトヲ妨ケス

審査ノ爲必要アルトキハ學部教授會ハ學位請求者ヲシテ論文ノ副本、譯文又ハ模型、標本、其ノ他ノ材料ヲ提出セシムルコトヲ得

學位請求ノ爲ニスル論文ハ之ヲ還付セス

第五條 第三條ニ依リ學位ヲ請求スルモノハ審査手数料金百圓ヲ本學ニ納付スベシ

第六條 學部教授會ハ其ノ審査ニ付セラレタル論文ニ付教授中ヨリ二人以上ノ委員ヲ

選定シテ之ヲ審査セシムヘシ

委員ハ必要ニ因リ他ノ學部ニ屬スル教授又ハ其他ノ教員ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第七條 審査委員ハ一年以內ニ教授會ニ其ノ審査ノ結果ヲ報告スヘシ但シ特別ノ事情アルトキハ教授會ノ議決ニ依リ審査期限ヲ延長スルコトヲ得

第八條 學部教授會ニ於テ審査ノ結果ニ就キ議決ヲ爲スニハ教授全員ノ三分ノ二以上ノ出席アルコトヲ要シ學位ヲ授與スヘキモノト議決スルニハ出席教授三分ノ二以上ノ賛成アルコトヲ要ス

公務又ハ旅行ノ爲出席スルコト能ハサル教授ハ前項ノ數ニ算入セス

第九條 學部教授會ニ於テ學位ヲ授與スヘキモノト議決シタルトキハ學部長ハ論文及其ノ審査ノ要旨ヲ添ヘ之ヲ總長ニ報告スヘシ

第三條ノ論文ニ就キ學位ヲ授與スヘカラスト議決シタル場合ニ於テ亦前項ニ同シ但シ審査ノ要旨ヲ添付スルコトヲ要セス

第十條 學位ヲ有スル者其ノ榮譽ヲ汚辱スル行爲アリタル時ハ總長ハ當該學部教授會

ノ議決及文部大臣ノ認可ヲ經テ學位ノ授與ヲ取消シ學位記ヲ還付セシム

教授會ニ於テ前項ノ議決ヲ爲スニハ教授全員ノ三分ノ二以上ノ出席アルコトヲ要シ



且出席教授四分ノ三以上ノ賛成アル事ヲ要ス第八條第二項ノ規定ハ此ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十一條 學位記ノ様式左ノ如シ

學位記

東京帝國大學何學部教授會ハ貴下ノ提出ニ係ル論文

……………(題目)

ヲ審査シ其ノ研究ノ學術上價值アルコトヲ認メタリ仍テ大正九年勅令

第二百號學位令ニ依リ茲ニ何學博士ノ學位ヲ授ク

年月日

東京帝國大學

印

氏 名殿

第五章 學部通則

本學の組織改正と共に諸般の規則改正せられしが、分科大學通則も亦之を改む

る必要あり。大正八年末より評議會に於て數回に亘りて審議を重ね、翌九年二月十七日に於て之を議了し、通則の名稱は學部通則と改められ、内容亦相當の改正を加へられたり。新に制定せられたる學部通則は十一項七十五條の外に附制二條合計七十七條より成り、今之を列舉せば、第一、學年(第一條至第三條)、第二、入學、退學、除籍及懲戒(第四條至第十七條)、第三、休學(第十八條至第二十一條)、第四、卒業及學士稱號(第二十二條至第二十四條)、第五、選科生(第二十五條至第三十條)、第六、聽講生(第三十一條至第三十五條)、第七、試驗手数料、入學料及授業料(第三十六條至第四十一條)、第八、大学院學生(第四十二條至第五十八條)、第九、特選給費學生(第五十九條至第六十四條)、第十、貸費及給費(第六十五條至第七十二條)、第十一、副手(第七十三條至第七十五條)、外に附則二ヶ條あり。今前記十一項を順次に左に掲げ、終に附則をも擧ぐべし。

第一節 學年

從來中小學校等の學年は會計年度と一致し、毎年四月一日を以て始まり、翌年三月三十一日を以て終り、大學専門學校等の學年は之と異にして、毎年九月十一日を以て始まり、翌年七月十日を以て終るを例とせり。斯く學年の相異せることは便

利なる場合もあれど、又不便なる場合少なからざるを以て二者を一律に歸せしめんとするの議久しく行はれたるが、大學令の制定を機會として、凡て學年を會計年度に一致せしむることゝなれり。

本學に於ては學年を變更することに關し、各學部教授會に於て又評議會に於て夫々審議を重ねたるが、文部省が高等學校の學年を變更する以上、本學に於ける學年も亦之を變更するは止むを得ざることに屬すとして、學年變更を認むることゝなれり。但直ちに之を實施することは種々の支障あるを以て、大正十年度より之を施行することゝ爲せり。隨つて改正學部通則に於ては猶暫く舊學年制を掲げ、學生入學時期の如きも亦之に依つて規定せるを以て、大正十年度に於て學年の變更せらるゝ以上、學生入學時期等に關する規定も亦當然改正せらるべきものなり。而して從來一學年を三學期に分けたるが、此れは學部の性質により必ずしも一律に規定する必要なかるべきを以て、學期の區分を各學部の定むる所に委し、通則中より之を刪除することゝ爲せり。今通則中學年に關する規定を擧ぐれば左の如し。

第一條 學年ハ九月十一日ニ始マリ翌年七月十日ニ終ル

七月十一日ヨリ九月十日ニ至ルマテ夏期休業トス

第二條 學年中定期休業日左ノ如シ

毎日 曜日

秋季 皇 靈 祭 秋分日

神 嘗 祭 十月十七日

天長節 祝日 十月三十一日

新 嘗 祭 十一月二十三日

冬期 休 業 十二月二十五日ヨリ一月七日ニ至ル

紀 元 節 二月十一日

東京帝國大學記念日 三月一日

春季 皇 靈 祭 春分日

春 期 休 業 四月一日ヨリ同月七日ニ至ル

臨時休業日ハ其ノ都度之ヲ定ム

第三條 學年ヲ學期ニ分ツハ各學部規則ノ定ムル所ニ依ル

第五章 學部通則

學年に關する規定は初めより大正十年度より改正せらるゝことゝ定められたるに依り、九年七月七日を以て第一條を左の如く改正し、從つて第二條をも亦左の如く改めたり。

第一條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二條 學年中定期休業日左ノ如シ

日 曜 日	
春季 休業	四月一日ヨリ同月七日ニ至ル
夏期 休業	七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル
秋季 皇靈祭	秋分日
神 嘗 祭	十月十七日
天長節 祝日	十月三十一日
新 嘗 祭	十一月二十三日
冬期 休業	十二月二十五日ヨリ一月七日ニ至ル
紀 元 節	二月十一日

東京帝國大學記念日

三月一日

春季 皇靈祭

春分日

臨時休業日ハ其ノ都度之ヲ定ム

昭和二年三月四日勅令第二十五號を以て、此第二條に改正を加へらる。大正天皇の崩御、今上天皇踐祥に因り明治天皇祭を削除し、大正天皇祭を加へ、天長節の期日を變更し、新に明治節を設けられたるが爲めなり。

第二節 入學 退學 除籍及懲戒

本學入學に關しては、從來は高等學校大學豫科卒業生若くは之と同等以上の學力ある者に限られたるが、文部省に於て高等學校大學豫科を廢し、高等科を置くことゝ爲し、而して高等學校高等科は高等普通教育を完了するを以て本來の目的と爲すことゝしたれば、本學入學に關しては大學豫科とは其の立場を異にするものあること勿論なり。且大正七年高等學校令の改正あり。其の結果として學習院の如きも亦高等學科を設け、且公立高等學校の設置をも許すことゝなりたれば、本學入學に關して種々の問題の生ずるに至れるも亦自然の結果なりとす。今學

部通則に規定せる入學關係の事柄に就き其の重要な點を擧ぐれば、本學に入學を許可すべきものは高等學校高等科を卒へたるもの若くは之と同等以上の學力あるものとし、而して高等學校高等科を卒へたるものは、他の志願者に先ちて入學を許可することゝ爲せり。高等學校高等科を卒へたる者と同等以上の學力ありと認めたる者は、(一)學習院高等學科を卒へたるもの、(二)學部に於て試験を行ひ高等學校高等科を卒へたる者と同等以上の學力ありと認めたる者とす。而して實際問題としては、文部省に於て高等學校令の改正と共に高等學校増設の計畫を立て、着々之を實行することゝなりたれば、官立高等學校高等科卒業生のみにも官立大學、帝國大學に於て悉く之を收容すること能はざるに至るべく、之に加ふるに公私立高等學校卒業生及學習院高等學科卒業生を以てせば、入學難は一層擴大さるべし。其の結果各學部に於て選抜試験を行ひ、入學を許可すべき者を決定するに至るべく、從つて學部に於て試験を行ひ、高等學校高等科を卒へたるものと同等以上の學力あるものと認めて入學を許可するの規定は、之を實行するの機會殆どなきに至るべし。又從來は某年度高等學校の卒業生にして、選抜試験の結果入學を

許可せられざりし者は、次年度に於て同一學科を志願する場合に限り、試験を須ひずして他の志願者に先ち入學を許可せられたるが、入學志願者の増加せる結果、斯かる規定を存すること能はざるに至り。

今入學等に關する通則の條文を擧ぐるに左の如し。

第四條 學生ヲ入學セシムヘキ時期ハ學年ノ始ヨリ三十日以内トス

但シ學年開始前ニ入學ヲ許可スルコトヲ妨ケス

文學部ニ在リテハ學期ノ始ヨリ十日以内ニ入學セシムルコトヲ得

第五條 入學ヲ許可スヘキ者ハ高等學校高等科ヲ卒ヘタル者又ハ之ト同等以上ノ學力アル者トス

左ニ掲クル者ハ入學ニ關シ高等學校高等科ヲ卒ヘタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム

一、學習院高等學科ヲ卒ヘタル者

二、學部ニ於テ試験ヲ行ヒ高等學校高等科ヲ卒ヘタル者ト同等以上ノ學力アリト

認メタル者

第五章 學部通則

前項第二號ノ試験ハ之ヲ高等學校ニ委託スルコトアルヘシ

第六條 高等學校高等科ヲ卒ヘタル者ハ他ノ志願者ニ先チ入學ヲ許可ス

第七條 高等學校高等科ヲ卒ヘタル入學志願者ノ數各學部又ハ各學科ノ收容豫定人員ニ超過スルトキハ學部ニ於テ選抜試験ヲ行ヒ入學ヲ許可スヘキ者ヲ定ム但シ學部規則ニ依リ入學ニ關スル別段ノ順位ヲ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

高等學校高等科ヲ卒ヘタル者ヲ入學セシメタル後尙關員アル場合ニ於テ其ノ以外ノ入學志願者ノ數關員ニ超過スルトキ亦前項ニ同シ

選抜試験ニ關スル規則ハ各學部ニ於テ之ヲ定ム

第八條 左ニ掲クル者ハ前二條ノ規定ニ拘ラス入學ヲ許可スルコトアルヘシ

一、一ノ學部ヲ卒ヘタル者ニシテ更ニ他ノ學部又ハ同一學部ノ他ノ學科ニ入學ヲ志願スルモノ

二、學生ノ退學シタル者ニシテ更ニ同一學部ニ入學ヲ志願スルモノ

三、他ノ帝國大學ノ學部ヲ卒ヘタル者

第九條 一ノ學部ノ學生ニシテ他ノ學部ニ轉學ヲ志願シ又ハ他ノ帝國大學ノ學生ニシテ本學ニ轉學ヲ志願スルモノハ新ニ入學ヲ志願スル者ノ例ニ依ル但シ學部規則ニ依

リ別段ノ定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依リ轉學ヲ志願スル者ハ其ノ現ニ在學スル學部長ノ許可證ヲ願書ニ添付スヘシ

第十條 前二條ノ規定ニ依リ入學ヲ許可セラレタル者ニシテ既ニ一學年以上其ノ學部ノ學科科目ヲ學修シタル者ト同等以上ノ學力アリト認定セラレタルモノハ在學年數ノ計算ニ付テハ既ニ一學年以上其ノ學部ニ在學シタル者ト看做スルコトヲ得前項ノ認定ヲ爲スニ當リ必要アルトキハ學部規則ノ定マル所ニ依リ學部ニ於テ試験ヲ行フ

第十一條 入學志願者ハ六月十五日マテニ入學願書ヲ學部長ニ差出スヘシ但シ前條第二項ニ依リ試験ヲ行フヘキ者ニ付テハ學部規則ニ依リ別ニ其ノ期日ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ志願者ヲ入學セシメタル後尙關員アルトキハ九月三十日マテ入學願書ヲ受理ス

第四條第二項ニ依リ學期ノ始ニ入學ヲ志願スル者ハ一月十五日ムテニ入學願書ヲ差出スヘシ

第十二條 入學志願者ニ對シテハ入學ノ許可ニ先チ身體検査ヲ行フ

第十三條 入學ヲ許可セラレタル者ハ所定ノ在學證書ヲ學部長ニ差出スヘシ

第十四條 學生退學セント欲スルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨ヲ學部長ニ願出ツヘシ

第十五條 學生闕席久シキニ互リ又ハ成業ノ見込ナキトキハ總長ノ認可ヲ得テ學部長之ヲ除籍スルコトヲ得

第十六條 學生授業料ノ納付ヲ怠リ督促ヲ受ケテ仍納付セサルトキハ學部長之ヲ除籍ス

第十七條 學生本學ノ規則ニ違背シ又ハ學生ノ本分ニ反スル行爲アルトキハ總長ノ命

ニ依リ學部長之ヲ懲戒ス

懲戒ハ譴責停學及退學トス

前節に述べたる如く、大正十年度より學年を四月一日より起算することゝなれる結果、大正九年度に於て前記條文中第十一條第一項に入學願書提出の期限を六月十五日マテと定めたるを改めて、三月十五日マテと爲し、同第二項に第一回入學志願者を入學せしめたる後猶缺員ありたる時は、九月三十日マテ入學願書ヲ受理スと定めたるを、四月三十日マテ入學願書ヲ受理スと改め、又第四條第二項を刪除

し、其の結果第十一條第三項をも刪除せり。

従來は高等學校大學豫科第一部の業を卒へたるものは、本學法學部、文學部及經濟學部に、又高等學校第二部又は第三部の業を卒へたるものは、醫學部、工學部、理學部又は農學部に入學を許可する規定なりしも、高等學校高等科理科卒業生にして、本學文學部に入學を志願せんとする者等あるに至り、高等學校に於て修めたる學科と其の入學すべき本學學部との關係を明にするの必要を感じ、大正十年五月十四日前記第六條を左の如く改正せり。

第六條 法學部文學部及經濟學部ニ在リテハ高等學校高等科文科ヲ卒ヘタル者醫學部

工學部、理學部及農學部ニ在リテハ高等學校高等科理科ヲ卒ヘタル者ハ他ノ志願者ニ先チ入學ヲ許ス

右改正に伴ひ第七條第一項及第二項、高等學校高等科ヲ卒ヘタルとあるを、前條ニ掲グルと改め、又附則第七十七條を左の如く改めたり。

第七十七條 舊高等學校令ニ依ル高等學校大學豫科ハ本則ノ適用ニ關シテハ第一部ハ之ヲ高等科文科第二部又ハ第三部ハ之ヲ高等學校高等科理科ト看做ス

大正十年十二月十五日に於て、前記第十一條中「入學志願者ハ」の下に「第五條第二項第二號ニ該當スル者ハ一月二十日其他ノ者ノ」の二十六字を加へ「三月十五日」とあるを「二月十五日」と改め、又第二項中「四月三十日」とあるを「四月二十日」と改めたり。大正十一年四月七日を以て前記第十三條中「所定ノ在學證書ヲ」の上に「左ノ期日マテニ」の七字を加へ、其の期日を條文の次に左の如く追加し、

三月三十一日前ニ許可セラレタル者ハ四月二十日迄

四月三十日前ニ許可セラレタル者ハ五月十五日迄

且第二項として左の一項を追加せり。

前項ノ期日マテニ在學證書ヲ差出ササルトキハ入學許可ハ其ノ效力ヲ失フ

大正十一年七月二十五日前記第五條及第六條に改正を加ふる所あり。此れ大正十年四月文部省令第二十七號を以て、學習院高等科を卒へたる者は帝國大學入學に關しては高等學校高等科を卒へたる者と同じに取扱ふこと、定められたる結果なり。即ち前記第五條には本學に入學を許すべき者は高等學校高等科を卒へたるもの若くは之と同等以上の學力あるものとし、其の後段に該當するもの、

第一位に學習院高等科を卒へたる者を置きたるが、今高等學校高等科卒業生と全然同一資格のものとして取扱ふこと、爲せるが爲め、第五條第一項及第二項中第一號に至るまでを左の如く改めたり。

第五條 入學ヲ許可スベキモノハ左ノ如シ

一 高等學校高等科及學習院高等科ヲ卒へタル者

又第六條(大正十年)を左の如く改めたり。

第六條 法學部文學部及經濟學部ニ在リテハ高等學校及學習院ノ高等科文科ヲ卒へタル者、醫學部工學部理學部及農學部ニ在リテハ高等學校及學習院ノ高等科理科ヲ卒へ

タル者ハ他ノ志願者ニ先チ入學ヲ許ス可シ

尋いで大正十四年一月七日第十一條第二項(大正九年)を左の如く改む。

前項ノ志願者ヲ入學セシメタル後闕員アルトキハ四月五日マテ入學願書ヲ受理ス

右期限後尙缺員アルトキハ四月二十日マテ入學願書ヲ受理ス

此れ學部によりて入學志願者の少なき場合には、第三回の入學願書を受理することゝしたるに因るなり。

第三節 休學

休學に關する規則は大體舊規程を踏襲せるものなるが、其の新に加へられたるものを擧ぐれば、(一)通則に於ては從來の通り休學は學年の終りまでとするも、學部に於て別に規則を定め、一學期間の休學を許すことを認めたること、(二)休學期間は全體を通じて醫學部醫學科に在りては四學年、其の他の學部及學科に在りては三學年又は六學期を越ゆるを許さざる規定を設けたることなりとす。

休學に關する規程の條文を擧ぐるに左の如し。

第十八條 學生疾病ニ因リ二箇月以上修學スルコト能ハスト認ムルトキハ學部長ノ許可ヲ得テ其ノ學年ノ終マテ休學スルコトヲ得

學部規則ニ依リ一學期間ノ休學ヲ許ス學部ニ在リテハ前項ノ場合ニ於テ其ノ學期ノ終マテ休學スルコトヲ得

第十九條 學生陸海軍ノ現役ニ服シ又ハ戰時若クハ事變ニ際シ兵役ノ爲ニ召集セラレタルトキハ學部長ノ許可ヲ得テ其ノ間休學スルコトヲ得

第二十條 休學シタル期間ハ之ヲ在學期間ニ算入セス

第二十一條 休學期間ハ醫學部醫學科ニ在リテハ通シテ四學年、其ノ他ノ學部及學科ニ在リテハ通シテ三學年又ハ六學期ヲ超ユルコトヲ得ス但シ第十九條ノ休學期間ハ本條ノ期間ニ算入セス

第四節 卒業及學士稱號

本學各學部ノ卒業者が學士と稱するを得ること従前と異ならず。唯經濟學部の新に設けられたるに依り、該學部ノ卒業者が經濟學士と稱することを得る規定の加はれるあるのみ。卒業及學士稱號に關する規程の條文左の如し。

卒業及學士稱號

第二十二條 醫學部醫學科ニ在リテハ四學年以上、其ノ他ノ學部及學科ニ在リテハ三學年以上在學シ且學部規則ノ定ムル試験ヲ受ケ之ニ合格シタル者ハ卒業者トシ之ニ卒業證書ヲ授與ス

第二十三條 卒業者ハ左ノ區別ニ從ヒ學士ト稱スルコトヲ得

法 學 部 法 學 士

醫學部 醫學科 醫學士

第五章 學部通則



醫學部	藥學科	藥學士
工學部	工學士	
文學部	文學士	
理學部	理學士	
農學部	農學科	農學士
農學部	林學科	林學士
農學部	獸醫學科	獸醫學士
農學部	水產學科	水產學士
經濟學部	經濟學士	

第二十四條 從來ノ規定ニ依リ學士ト稱スルコトヲ得タル者ハ舊ニ仍ル

其の後大正十年五月十四日に至り、前記第二十三條農學部に關する部分に於て改正を行へり。即ち該條文には農學部農學科及農藝化學科卒業者は農學士、林學科卒業者は林學士、獸醫學科卒業者は獸醫學士、水產學科卒業者は水產學士と稱するを得ることゝ爲せるも、斯かる區別を爲すの必要なきに因り、一律に農學士と稱

することゝ爲し、農學部に關する四項を約して左の一項と爲せり。

農學部 農學士

但過渡規定として大正十二年十月までに林學科、獸醫學科又は水產學科を卒業したる者に限り、卒業後二週間以内に願出づるときは、總長の認可を経て舊に仍り林學士、獸醫學士又は水產學士と稱するを得ることゝ爲せり。

第五節 選科生

前節に述べたる如く、高等學校高等科等の卒業者に入學を許可するに就き、選拔試験を行ふに至りし以上、選科生の入學を許可する範圍は極めて狭少となるは當然のことなり。然れ共設備上支障なき場合に於ては、猶其の入學を許し得る場合もあるに依り、依然選科生に關する規程を存せり。右規程は大體舊規程を踏襲し若干の整理を加へたるものなり。

今其の條文を擧ぐることを左の如し。

選科生

第二十五條 學部ノ學科ニ就キ一科目又ハ數科目ヲ選擇シテ學修セント欲スル者ハ次

條以下ノ規定ニ依リ其ノ學部ノ選科生トシテ入學ヲ許可スルコトアルヘシ

第二十六條 選科生トシテ入學ヲ志願スル者ハ其ノ選擇セント欲スル科目ヲ記載シ履

歷書ヲ添ヘ學年ノ始ニ於テ學部長ニ願出ツヘシ

第二十七條 選科生トシテ入學ヲ許可スヘキ者ハ滿十九年以上ノ男子ニシテ其ノ選擇  
スル科目ヲ學修スルニ足ルヘキ學力アルモノニ限ル

前項ノ學力ハ學部ニ於テ入學試験ヲ行ヒ若クハ無試験檢定ニ依リ之ヲ認定ス

入學試験及無試験檢定ニ關スル規則ハ各學部ニ於テ之ヲ定ム

第二十八條 選科生ノ入學ハ學生ノ修學ニ妨ナキ限り之ヲ許可ス

第二十九條 選科生ハ其ノ學修セル科目ニ就キ試験ヲ受クルコトヲ得

試験ニ合格シタル者ハ願ニ依リ學部長之ニ證明書ヲ付與ス

第三十條 前數條ニ定ムル所ノ外學生ニ關スル規定ハ總テ之ヲ選科生ニ準用ス

### 第六節 聽講生

聽講生に關する規則は今回新に設けられたるものなり。聽講生は各學部の學  
科科目に就き若干科目を選択し聽講することは選科に同じきも其の選科生と異

なる所は單に聽講するに止まり、試験を受くることを得ざるにあり。選科生にし  
て一定の科目を選択履修し、其の試験の成績優等なる場合に於ては、規則の定むる  
所に從ひ、師範學校中學校高等女學校教員資格を無試験檢定に依り授與せらるゝ  
ことを得るも、聽講生には斯くの如き特典なし。又選科生は男子に限る明文ある  
も、聽講生に關しては其の明文を設けず、從つて女子の聽講をも許可す。此れ亦聽  
講生の選科生と異なる所以の一なり。

聽講生に關する條文左の如し。

#### 聽講生

第三十一條 各學部ノ學科科目ニ就キ聽講ヲ志願スル者アルトキハ各學部ニ於テ學生  
ノ學修ニ妨ナキ限り聽講生トシテ之ヲ許可スルコトヲ得

聽講ハ學期又ハ學年毎ニ之ヲ許可ス

第三十二條 講講生ハ各學部所定ノ資格アル者ニ限ル但シ官廳又ハ外國政府ノ委託ア  
ルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十三條 聽講生ニ對シテハ試験ヲ行ハス

第三十四條 聽講生ハ學生ト同額ノ授業料ヲ納付スヘシ(大正十四年三月刪除)

第三十五條 聽講生ハ學部長ノ監督ヲ承ク聽講生本學ノ規則ニ違背スルトキハ學部長ハ教授會ノ議決ヲ經テ之ヲ除名ス(繰上げて第三十四條となる)

其の後大正十四年三月十二日に至り、前記規程中第三十四條を刪除し、第三十五條以下を順次繰上げたり。此れ聽講生の授業料に關する規定を、後節授業料に關する規程中に移したるに因る。

#### 第七節 試験手数料 入學料及授業料

試験手数料等に關する規程は大體従前の規程を踏襲せるものなり。今先づ該規程全文を左に掲載し、然る後其の改正を掲ぐべし。

##### 試験手数料 入學料及授業料

第三十六條 第五條第二項第二號及第二十七條第二項ニ依リ入學試験ヲ受クル者並第十條第二項ニ依リ認定試験ヲ受クル者ハ試験手数料トシテ豫メ金五圓ヲ納付スヘシ  
第三十七條 入學ヲ許可セラレタル者ハ入學料トシテ金五圓ヲ納付スヘシ  
學生ノ退學シタル者再ヒ入學ヲ許可セラレ又ハ一學部ノ學生ニシテ他ノ學部ニ轉學

ヲ許可セラレタルトキ亦前項ニ同シ

第三十八條 學生ノ授業料ハ一學年金五拾圓トス

第三十九條 授業料ハ一學期毎ニ之ヲ徴收ス其ノ納付期日及每期ノ金額ハ別ニ之ヲ定ム

授業料納付期日後ニ入學シタル者ハ入學許可ノ日ヨリ十日以内ニ納付スヘシ

第四十條 學生退學シ除籍セラレ又ハ退學ヲ命セラレルトキハ其ノ期ノ授業料ハ之ヲ

徴收ス

學生停學ヲ命セラレルトキハ停學中ト雖モ授業料ヲ徴收ス

第四十一條 休學シタル學生ニ對シテハ休學期ノ授業料ヲ徴收セス但シ學期開始ノ後ニ休學ヲ願出テタル場合ニ於テハ其ノ期ノ授業料ヲ徴收ス

大正十年に至り授業料及試験手数料の増額を行ひ、且授業料納付期に關する改正を行へり。即ち前記第三十六條に「試験手数料、金五圓」とあるを「金十圓」と改め、尋いで翌十一年に至り、第三十八條に「授業料、金五十圓」とあるを「金七十五圓」とし、第三十九條を左の如く改めたり。

第三十九條 學生ノ授業料ハ二期ニ分チテ之ヲ徵收シ毎年五月ニ金四拾圓、十月ニ金參拾五圓ヲ納付スルモノトス

聽講生ノ授業料ハ法學部、文學部、農學部、經濟學部ニ在リテハ五月及十月ニ金參拾七圓五拾錢ツ、其他ノ學部ニ在リテハ五月十月及一月ニ金貳拾五圓ヲ納付スルモノトス  
納付日ハ五月十月及一月ヲ通シテ一日ヨリ十五日迄トス

猶右改正規程の施行に關し附則として左の一項を追加せり。

本規則第三十六條、第三十八條及第五十四條(大正十年十二月改正)ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ現在大正十年十二月二十六日在學ノ者ニ對シテハ醫學部醫學科ニ在リテハ大正十四年三月迄其他ノ學部學科及大學院ニ在リテハ大正十三年三月迄舊規程ヲ適用ス

其の後大正十四年三月十四日に至り、聽講生に關する規程の改正と共に授業料に關する規程を改正し、授業料を増額して一ケ年金百圓と爲し、之が分割納付額を定めたり。即ち前記規定中第三十七條(舊第三十八條)及第三十八條(舊第三十九條)を左の如く改正せり。

第三十七條 學生及聽講生ノ授業料ハ一學年金百圓トス

學期ノ區別アル學部ノ聽講生ニシテ一學年ヲ通シテ聽講セサルモノニ付テハ其ノ授業料ハ一學年ヲ二學期ニ分ツ學部ニ在リテハ一學期金五拾圓、一學年ヲ三學期ニ分ツ學部ニ在リテハ一學期金參拾五圓トス

第三十八條 學生及聽講生ノ授業料ハ二期ニ分チテ之ヲ徵收シ、毎年五月及十月ニ金五拾圓ツ、ヲ納付セシム

前條第二項ニ該當スル講生ノ授業料ハ一學年ヲ二期ニ分ツ學部ニ在リテハ五月及十月、一學年ヲ三學期ニ分ツ學部ニ在リテハ五月十月及一月ニ各其ノ學期ノ分ヲ納付セシム

納付期日ハ以上ヲ通ジテ各月一日ヨリ十五日迄トス

右改正の實施期日は同年四月一日と爲せるも、現に在學の學生に就いては其の適用を延期すること、爲し、之が規定を附則として左の如く發布せり。

附則

本規則第三十七條第三十八條第五十三條(大正十四年三月改正)ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ

施行ス但シ現在(大正十四日)在學ノ者ニ對シテハ醫學部醫學科ニ在リテハ大正十七年三月迄其ノ他ノ學部學科及大學院ニ在リテハ大正十六年三月迄舊規程ヲ適用ス

第八節 大學院學生

舊制度に於ては帝國大學は大學院及分科大學より成り、大學院は分科大學と相並びて帝國大學を構成するところの一要素たり。然るに改正帝國大學令は其の第一條に「帝國大學ハ數個ノ學部ヲ綜合シテ之ヲ構成ス」と規定し、同第三條に「帝國大學ニ大學院ヲ置ク」と規定す。更に大學令を見るに、同令第三條第一項に「學部ニハ研究科ヲ置クベシ」とあり、同第二項に「數個ノ學部ヲ置キタル大學ニ於テハ研究科間ノ聯絡協調ヲ期スル爲之ヲ綜合シテ大學院ヲ設クルコトヲ得」とあり。合せて之を觀れば本學に大學院の設けあるは各學部研究科を聯絡綜合したるに過ぎず。此れ學部通則中大學院學生に關する規程第四十二條に於て「大學院學生ハ各學部ニ分屬シ指導教授ノ指導ヲ受ケテ學術ヲ研究ス」といふ所以なり。然れば從前の規定に於ては分科大學通則の外に別に大學院規則を設けたるも、今は學部通則の一部分として大學院學生に關する規程を設くることゝなれり。又舊學位令

に於ては、帝國大學大學院に入り定期の試験を経たる者には文部大臣に於て學位を授與すと規定せるが、改正學位令に於ては大學院といふ名稱を擧げず、大學學部研究科ニ於テ二年以上研究ニ從事シ論文ヲ提出シテ學部教員會ノ審査ニ合格シタル者に學位を授與すと定めたり。此れ大學院の設けなき大學も學位授與の特權を享有するを得るを以てなり。即ち大學院は學位授與と相關せざるものとなれり。其の他大學院學生に關する規程は、大體從前の規程に準據せるものなり。今其の條文を擧ぐるに左の如し。

第四十二條 大學院學生ハ各學部ニ分屬シ指導教員ノ指導ヲ受ケテ學術ヲ攻究ス

第四十三條 大學院ニ入ルコトヲ得ヘキ者ハ當該學部ノ卒業者又ハ之ト同等以上ノ學

力アル者ニシテ當該學部教授會ニ於テ適當ト認メタルモノトス

第四十四條 大學院ニ入ラシムヘキ時期ハ學部卒業ノ日又ハ學年ノ始ヨリ三十日以内

トス但シ時宜ニ依リ評議會ノ議ヲ經テ臨時入學ヲ許可スルコトアルヘシ

第四十五條 大學院ニ入ラント欲スル者ハ特ニ攻究セントスル事項ヲ具シ當該學部長

ヲ經テ總長ニ願出ツヘシ總長ハ當該學部教授會ノ議ヲ經テ之ヲ許可ス

前項ノ入學願書ニハ指導教員ノ選定ニ付希望ヲ申立ツルコトヲ得

第四十六條 當該學部ノ卒業者ニ非シテ大學院ニ入ラント欲スル者ハ六月十五日マテニ入學願書ニ學業履歷書ヲ添附シテ差出スヘシ

前項ノ履歷書ニ依リ當該學部教授會ニ於テ大學院ニ入ラシムルニ適スルト認メタル者ハ教授會ニ於テ委員ヲ選定シテ其ノ學力ヲ檢定セシム

第四十七條 大學院學生ノ在學期ハ二年トス

在學滿期ノ後攻究ノ必要ニ依リ引續キ在學セント欲スル者ハ當該學部長ヲ經テ一年毎ニ之ヲ許可ス但シ在學年數ハ通シテ五年ヲ超ユルコトヲ得ス

第四十八條 大學院學生ノ攻究ヲ指導スヘキ教員ハ當該學部教授會ニ於テ學生ノ希望ヲ參酌シテ之ヲ選定ス但シ必要アルトキハ他ノ學部ノ教員ニ指導ヲ囑託スルコトヲ得

第四十九條 大學院學生ハ指導教員及擔任教員ノ承認ヲ得テ學部ノ講義演習實驗等ニ出席スルコトヲ得

當該學部教授會ノ決議ニ依リ大學院學生ノ爲ニ特ニ講義ヲ開キ又ハ特別ノ演習實驗等ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第五十條 大學院學生ハ毎一年ノ終ニ於テ其ノ攻究ノ狀況及成績ヲ記載シタル報告書ヲ指導教員ヲ經テ當該學部長ニ差出スヘシ

學部長ハ指導教員ノ意見書ト共ニ前項ノ報告書ヲ教授會ニ提出スヘシ

第五十一條 大學院學生ハ當該學部長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ他ノ業務ニ従事スルコトヲ得ス

前項ノ許可ヲ願出ツル者アルトキハ學部教授會ニ於テ其ノ業務カ攻究ニ便益アリト認ムル場合ニ限り之ヲ許可ス但シ其ノ業務カ官廳ノ事務又ハ他人ノ事業ニ屬スルトキハ其ノ願書ニ官廳又ハ事業主ノ承認書ヲ添附スヘシ

第五十二條 大學院學生ハ當該學部長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ東京市又ハ其ノ附近ノ郡部以外ノ地ニ居住スルコトヲ得ス前項ノ許可ヲ願出ツル者アルトキハ學部教授會ニ於テ其ノ地カ指定地ニ準スヘキモノト認ムル場合ニ限り之ヲ許可ス

第五十三條 大學院學生ニシテ學位ヲ得ント欲スルモノハ在學二年以上ヲ經タル後其ノ攻究シタル事項ニ付論文ヲ當該學部長ニ提出スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ學部長ハ論文ヲ教授會ニ提出シ教授會ハ委員ヲ選定シテ之ヲ審査セシム但シ必要アルトキハ試験ヲ行フコトヲ得

第五十四條 大學院學生ハ攻究料トシテ一年金參拾五圓ヲ納付スヘシ攻究料ハ在學第一年ニ於テハ入學ノ際ニ在學第二年以後ニ於テハ入學ノ月ニ相當スル月ノ末日マテニ之ヲ納付スヘシ

第五十五條 第四十六條第二項ニ依リ學力ノ檢定ヲ受クル者ハ檢定料トシテ豫メ金貳拾圓ヲ納付スヘシ

第五十六條 大學院學生ニシテ攻究事項調査ノ爲特ニ出張ヲ要スルトキハ評議會ノ議ヲ經テ其ノ旅費ヲ補給スルコトアルヘシ

第五十七條 大學院學生ニシテ其ノ本分ニ反スル行爲アルトキハ當該學部教授會及評議會ノ議ヲ經テ總長之ヲ懲戒ス

懲戒ハ譴責及退學トス

第五十八條 大學院學生ニシテ第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條第一項又ハ第五十四條ノ規定ニ違反スルトキハ當該學部長ハ教授會ノ議ヲ經テ之ヲ除籍ス攻究ノ成績不良ニシテ其ノ目的ヲ達スルコト能ハスト認メタル者亦同シ

其の後前記第五十四條に定むるところの研究料金三十五圓は學生及聽講生の授業料と同時に二回の増額を見たり。即ち大正十年十月二十六日「金五十圓」と改

められ、同じく十四年三月十四日「金七十五圓」と改正せられたり。(前節、大正十四年改正の條参照)

### 第九節 特選給費學生

特選給費學生は大學院に置かるゝものなり。即ち大學院學生中より教授會の議を経て、學部長之を選抜して總長に推薦し、總長は評議會の議を経て之を選定するものなり。故に舊制度に於ては其の規程を分科大學通則中に設けざりしが、今大學院に關する規定を學部通則中に收めたるにより、特選給費學生に關する規定をも亦同じく學部通則の一部と爲せるなり。但規程の内容に至りては従前特選給費學生に給與すべき學費は一ケ年、金五十圓以内たりしを、金七十五圓以内と改めたる外殆ど舊に仍れり。今其の條文を擧ぐるに左の如し。

第五十九條 大學院ニ特選給費學生ヲ置ク

特選給費學生ハ學部卒業者中學力優秀ニシテ永ク學術ノ攻究ニ從事セント欲スル者ヨリ之ヲ選定シ學費ヲ給與シ大學院ニ於テ攻究ヲ爲サシム

第六十條 學部長ハ教授會ノ議ヲ經テ特選給費學生タルニ適當ナル者ヲ選抜シテ之ヲ

總長ニ推薦スヘシ

前項ノ推薦アルトキハ總長ハ評議會ノ議ヲ經テ之ヲ選定ス

第六十一條 特選給費學生ニ給與スヘキ學資ハ一箇月金七拾五圓以內トシ二年間之ヲ給與ス但シ必要アルトキハ評議會ノ議ヲ經テ更ニ期限ヲ定メ給與ヲ繼續スルコトヲ得

第六十二條 特選給費學生ニ對シテハ攻究料ヲ徵收セス

第六十三條 特選給費學生ハ他ノ業務ニ從事スルコトヲ得ス但シ學部長ノ申請ニ依リ

總長之ニ副手ヲ命スルコトアルヘシ

第六十四條 特選給費學生ニシテ其ノ地位ニ在ルニ適セサルニ至リタルトキハ總長ハ當該部長ノ申請ニ依リ評議會ノ議ヲ經テ之ヲ免ス

#### 第十節 貸費及給費

貸費及給費に關する規定は嘗て分科大學通則中に置かれ、後通則中より引き出されたるが、這次再び學部通則中に收められたるなり。規程の内容は従前と大差なし。其の條文左の如し。

第六十五條 寄附獎學資金ニ依ル學生ノ貸費及給費ハ寄附者ノ別段ノ指定アル場合ヲ除クノ外次條以下ノ規定ニ依ル

第六十六條 貸費又ハ給費ノ金額ハ一箇月金貳拾五圓以內トシ一年以內ノ期限ヲ定メテ毎月之ヲ貸付シ又ハ給與ス

第六十七條 貸費又ハ給費ヲ爲スヘキ學生ハ當該學部教授會ノ議ヲ經テ學部長之ヲ選定ス

第六十八條 貸費ヲ受ケタル者ハ別ニ定ムル書式ニ依リ證書ヲ差出スヘシ

第六十九條 貸費ヲ受ケタル者卒業シタルトキハ卒業後一年ヲ經過シタル月ヨリ起算シ貸費ヲ受ケタル月數ニ均シキ期限以內ニ於テ之ヲ月賦返納スヘシ

第七十條 貸費又ハ給費ヲ受ケタル者懲戒ニ處セラレ又ハ休學シタルトキハ其ノ月ヨリ之ヲ止ム

第七十一條 貸費ヲ受ケタル者退學シ除籍セラレ又ハ退學ヲ命セララルトキハ在學中受ケタル貸費金額ヲ即時返納スヘシ

第七十二條 貸費返納ノ延期ヲ願出ツル者アルトキハ之ヲ許可スルコトアルヘシ



貸費ヲ受ケタル者死亡スルトキハ其ノ返納ヲ免除ス

第十一節 副手

副手に關する規定は従前と大差なし。但副手となり得べきものの資格として「大學院卒業生」を削り、又學部教授會の決議により「他ノ帝國大學分科大學卒業生」に囑託することを得とありしを「當該學部教授會ニ於テ相當ノ資格アリト認メタル者」と改めたるあり。前者は大學院の性質の變化せる當然の結果にして、後者は選擇の範圍を廣めたるに過ぎず。今其の條文を擧ぐることに左の如し。

第七十三條 學部ノ教室、研究室、實驗室及醫院ニ副手ヲ置クコトヲ得

副手ノ職務ハ助手ニ同シ

副手ハ無給トス但シ事宜ニ依リ特ニ手當ヲ給スコトヲ得

第七十四條 副手ト爲リ得ヘキ者ハ當該學部ノ卒業生又ハ當該學部教授會ニ於テ相當ノ資格アリト認メタル者トス

副手ト爲ルコトヲ志望スル者ハ學部長又ハ醫院長ニ其ノ旨ヲ願出ツヘシ

副手ハ學部長又ハ醫院長ノ推薦ニ依リ總長之ヲ命ス

第七十五條 副手トシテ二年以上職務ニ服シタル者ハ學部長又ハ醫院長ノ申請ニ依リ

總長之ニ證明書ヲ付與ス

第十二節 附則

前記學部通則の適用に關し附則二條を設けたり。即ち一は元分科大學に關するもの、一は舊高等學校令に依る高等學校大學豫科卒業生に關するものにして、其の條文左の如し。

第七十六條 舊帝國大學令ニ依ル分科大學ハ本則ノ適用ニ關シテハ之ヲ學部ト看做ス

第七十七條 舊高等學校大學豫科ヲ卒ヘタル者ハ本則ノ適用ニ關シテハ其ノ所屬學科ニ應シ之ヲ高等學校高等科ヲ卒ヘタル者ト看做ス

其の後高等學校高等科は大學豫科と改められ、第一部、第二部及第三部を設け、尋いで又高等科文科及理科と改められ、而して本學入學に關し、高等學校高等科文科及理科卒業生の入學許可に關し、優先權を認むる規定を設けたるに就き、第七十七條を左の如く改正せり。(第二節、入學、退學、除籍及懲戒に關する節參照)

第七十七條 舊高等學校令ニ依ル高等學校大學豫科ハ本則ノ適用ニ關シテハ第一部ハ

之ヲ高等學校高等科文科第一部又ハ第三部ハ之ヲ高等學校高等科理科ト看做ス

大正十年學生の授業料「金五十圓」を「金七十五圓」に、試験手数料「金五圓」を「金十圓」と改めたるに就き過渡規程として附則に追加する所ありしも、今之を畧す。其の後大正十四年三月十四日に至り再び授業料を増額し、「金七十五圓」を「金百圓」と改め、且分割納付の金額及期日を定めたり。而して該改正は同年四月一日より實施することと爲せるも改正當時現に在學せる學生等に關しては増額を延期することと爲し、附則一項を制定し、之を公にせり。(第七節試験手数料及授業料の節參照)

### 第六章 帝國大學特別會計法 大學特別會計法

第四卷第一篇第六章に述べたる帝國大學特別會計法第二條に規定せられたる本學に對する政府支出金は、大正八年及同九年に於て左の如く改正せられたり。

大正八年三月二十四日

一六七七、三二〇

大正九年八月二日

二五〇七、九七六

帝國大學特別會計法は大正十年三月二十九日に至り、大學特別會計法の制定と共に廢せられたり。大學特別會計法の制定せられし所以は、大正八年大學令の公布に依り帝國大學の外に官立大學の成立を見るに至れるを以て、帝國大學及官立大學の經理を律すべき共通の規定を設くるの必要生じ、此に帝國大學特別會計法を廢し、之に代ふるに大學特別會計法を以てせり。即ち大正十年三月二十九日法律第十一號を以て、大學特別會計法を公布せられたり。之と同時に同年四月勅令第八十二號を以て、大學特別會計規則を公布し、帝國大學特別會計規則を廢止せり。大學特別會計法中本學に關係する限りに於ては帝國大學特別會計法と大差なし。今大學特別會計法及大學特別會計規則全文を掲載すること左の如し。

#### 大學特別會計法

第一條 帝國大學ハ各別ニ、其ノ他ノ官立大學ハ之ヲ通シテ、一ノ特別會計ヲ立テ資金ヲ所有シ政府ノ支出金、資金ヨリ生スル收入、授業料、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ其ノ一切

ノ歳出ニ充テシム

第二條 前條ノ政府支出金ハ東京帝國大學ニ在リテハ毎年度二百九十五萬三千三百五圓京都帝國大學ニ在リテハ毎年度百七十一萬五千四百二十八圓トシ其ノ他ノ帝國大學及官立大學ニ在リテハ毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ一般會計ヨリ之ヲ繰入ルヘシ東京帝國大學ニ在リテハ前項ノ金額ノ外航空ニ關スル研究ノ費用ニ充ツル爲メ必要ナル金額ヲ毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ一般會計ヨリ繰入ルコトヲ得

第三條 各帝國大學及官立大學ノ資金ハ政府ヨリ交付シ又ハ他ヨリ寄附シタル動産及不動産並歳入殘餘ヨリ成ル但シ官立大學ニ在リテハ第七條ノ施行豫算ノ歳入殘餘ニシテ資金ニ編入シタルモノハ官立大學毎ニ區分シ之ヲ整理スヘシ

第四條 大學ノ歳出ニ充ツル爲メ必要アルトキハ其ノ資金ヲ支消スルコトヲ得但シ用途指定ニ係ル資金ニ付テハ同途指定者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第五條 政府ハ毎年各帝國大學及官立大學ノ特別會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

第六條 大學特別會計ノ豫算中ニハ豫備費ヲ設クヘシ但シ東北帝國大學九州帝國大學北海道帝國大學及官立大學ノ特別會計豫算ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第七條 文部大臣ハ歳入歳出豫算決定ノ後豫備費ヲ除クノ外各大學毎ニ歳入歳出ノ施行豫算ヲ調製シ當該大學ノ總長又ハ學長ヲシテ之ヲ施行セシムヘシ

文部大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項以外ノ者ヲシテ歳入歳出豫算ノ一部ヲ施行セシムルコトヲ得

第八條 大學ニ於テ外國ヨリ直接ニ圖書機械標本又ハ實驗用材料ノ買入ヲ爲ス場合ニハ前金拂ヲ爲スコトヲ得

第九條 寄附金ニシテ特ニ用途ヲ指定シタルモノハ其ノ條件ニ從ヒ之ヲ使用スヘシ

第十條 獎學ヲ目的トスル寄附金ハ之ヲ當該大學ニ交附シ總長又ハ學長ニ經理ヲ委任スルコトヲ得

第十一條 委任經理ニ係ル會計ノ検査ハ會計検査院法第十六條ノ規定ニ依ル

第十二條 官立大學ニ屬スル收入ヲ以テ其ノ歳出ヲ支辨シ別ニ政府支出金ヲ要セサルニ至リタルトキハ當該大學ノ爲ニ特別會計ヲ設クルモノトス

第十三條 大學特別會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 官立大學ノ創設費ハ第一條ノ規定ニ拘ラス一般會計ノ所屬トス

第十五條 官立大學特別會計ノ設置及官立大學ノ創設ニ付一般會計及學校及圖書館特

別會計ニ關涉シ必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法ハ大正十年度ヨリ之ヲ施行ス  
帝國大學特別會計法及大正七年法律第四號ハ之ヲ廢止ス但シ大正九年度分ニ付テハ仍  
其ノ効力ヲ有ス

他ノ法律ニ於テ帝國大學特別會計法トアルハ大學特別會計法トス  
仙臺高等工業學校ノ設置ニ付東北帝國大學特別會計及學校及圖書館特別會計ニ關涉シ  
必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

右特別會計法第二條に規定せられたる本學に對する政府支出金は其の後特別  
會計法の改正に依り増額せられたること左表の如し。

大正十年三月二十九日 二九五三、三〇五

大正十一年三月二十七日 二九八四、八〇五

大正十二年三月二十七日 二八八四、八三七

大正十三年七月二十二日 二九八三、〇三七

大學特別會計法に於ては帝國大學は各別に、其の他の官立大學は之を通じて一

の特別會計を立てたるが、其の後該法改正の必要の議起り、帝國大學及其の他の官  
立大學は各々之を通じて一の特別會計を立つること、爲し、此に大學特別會計法  
の改正を見るに至れり。即ち大正十四年三月二十八日法律第十七號を以て、大學  
特別會計法を改正し、其の結果として從來該法第二條に本學及京都帝國大學に限  
り政府支出金の額を明記することを改め、政府支出金ハ毎年ノ豫算ノ定ムル所ニ  
依リ一般會計ヨリ之ヲ繰入ルヘシと規定し、其の他條文の改正を行へり。改正さ  
れたる大學特別會計法全文左の如し。

大學特別會計法

第一條 帝國大學及其の他ノ官立大學ハ各之ヲ通シテ一ノ特別會計ヲ立テ資金ヲ所有  
シ政府ノ支出金、資金ヨリ生スル收入、授業料、寄附金其の他ノ收入ヲ以テ其ノ一切ノ歲  
出ニ充テシム

第二條 前條ノ政府支出金ハ毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ一般會計ヨリ之ヲ繰入ルヘ  
シ

第二條ノ二 帝國大學ノ資金及歲入歲出ハ帝國大學毎ニ區分シ之ヲ整理スヘシ

第三條 帝國大學及官立大學ノ資金ハ政府ヨリ交付シ又ハ他ヨリ寄附シタル動産及不動産並歲入殘餘ヨリ成ル但シ官立大學ニ在リテハ第七條ノ施行豫算ノ歲入殘餘ニシテ資金ニ編入シタルモノハ官立大學毎ニ區分シ之ヲ整理スヘシ

第四條 大學ノ歲出ニ充ツル爲必要アルトキハ其ノ資金ヲ支消スルコトヲ得但シ用途指定ニ係ル資金ニ付テハ用途指定者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第五條 政府ハ毎年帝國大學及官立大學ノ特別會計ノ歲入歲出豫算ヲ調製シ歲入歲出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

第六條 (削除)

第七條 文部大臣ハ歲入歲出豫算決定ノ後各大學毎ニ歲入歲出ノ施行豫算ヲ調製シ當該大學ノ總長又ハ學長ヲシテ之ヲ施行セシムヘシ

文部大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項以外ノ者ヲシテ歲入歲出豫算ノ一部ヲ施行セシムルコトヲ得

第八條 大學ニ於テ外國ヨリ直接ニ圖書機械標本又ハ實驗用材料ノ買入ヲ爲ス場合ニハ前金拂ヲ爲スコトヲ得

第九條 寄附金ニシテ特ニ用途ヲ指定シタルモノハ其ノ條件ニ從ヒ之ヲ使用スヘシ

第十條 獎學ヲ目的トスル寄附金ハ之ヲ當該大學ニ交附シ總長又ハ學長ニ經理ヲ委任スルコトヲ得

第十一條 委任經理ニ係ル會計ノ検査ハ會計検査院法第十六條ノ規定ニ依ル

第十二條 大學ニ屬スル收入ヲ以テ其ノ歲出ヲ支辨シ別ニ政府支出金ヲ要セサルニ至リタルトキハ當該大學ノ爲ニ特別會計ヲ設クルモノトス

第十三條 大學特別會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 官立大學ノ創設費ハ第一條ノ規定ニ拘ラス一般會計ノ所屬トス

第十五條 官立大學特別會計ノ設置及官立大學ノ創設ニ付一般會計及學校及圖書館特別會計ニ關涉シ必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本法ハ大正十四年度ヨリ之ヲ施行ス

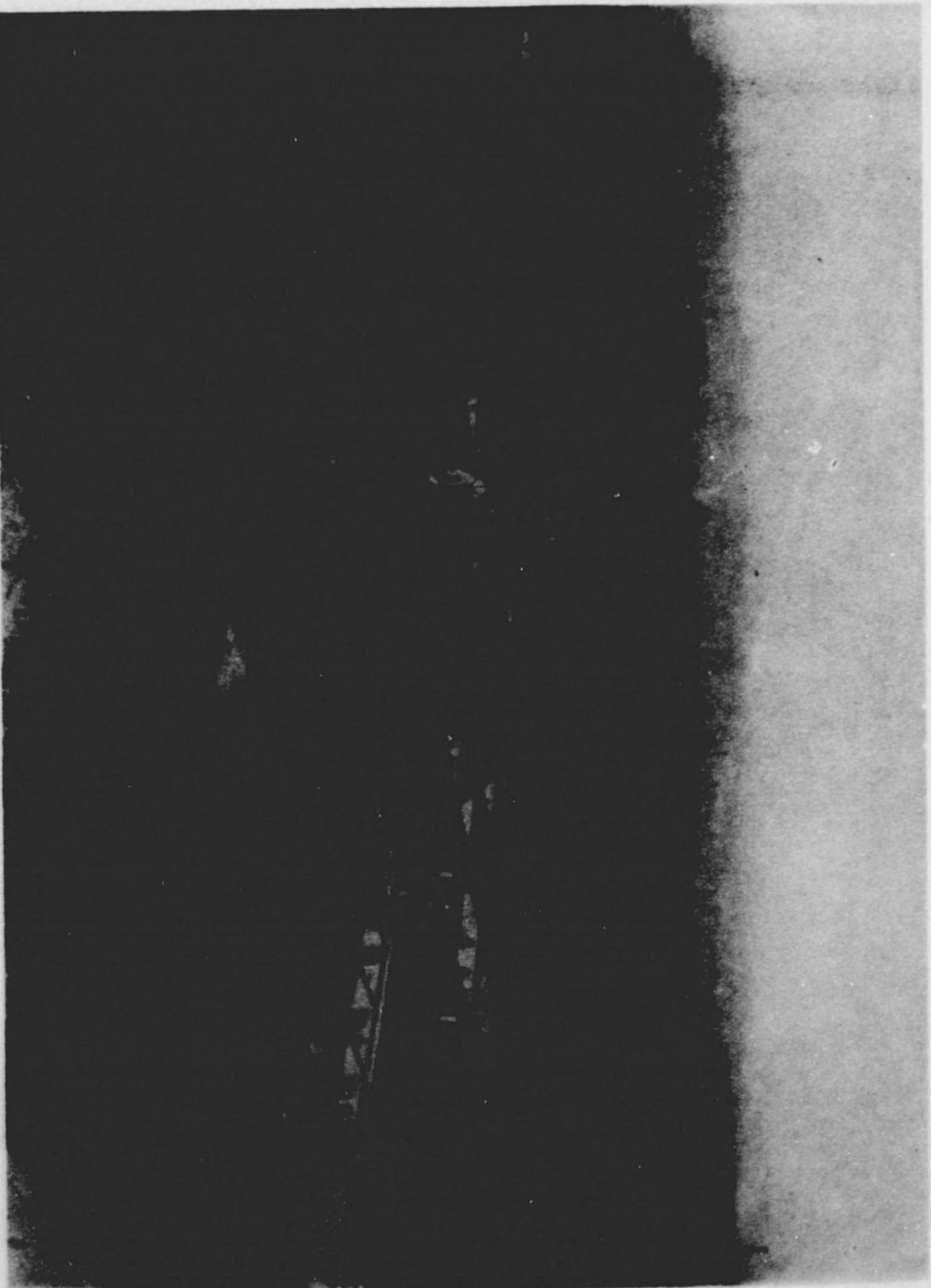
大正八年法律第十二號ハ之ヲ廢止ス

本法施行ノ際ニ於ケル各帝國大學ノ資金及大正十三年度各帝國大學特別會計ノ歲入殘餘ハ之ヲ帝國大學資金ニ編入スヘシ

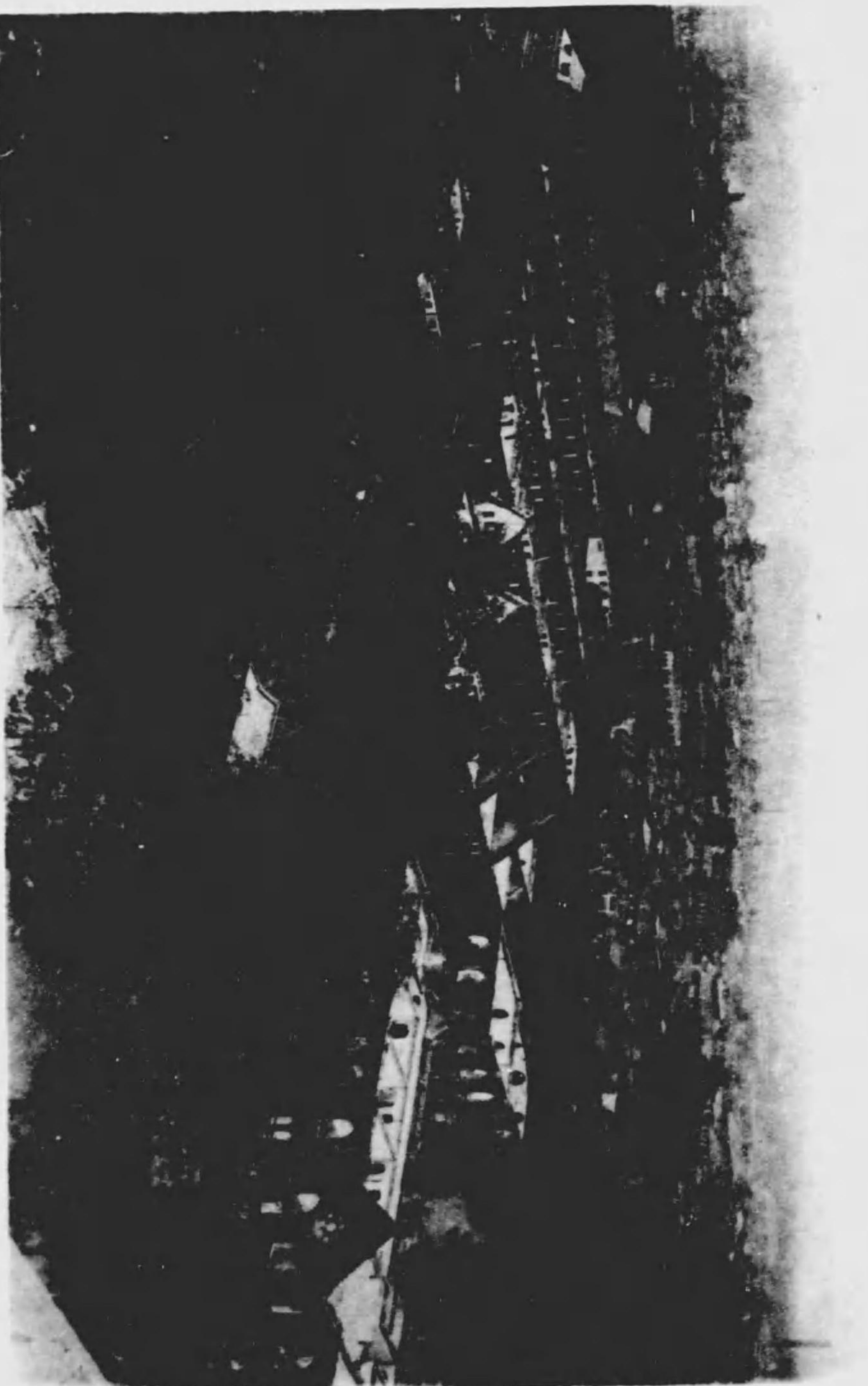
本法施行ノ際ニ於ケル學校及圖書館資金ニシテ京都帝國大學及東北帝國大學ノ用ニ供

スルモノハ之ヲ帝國大學資金ニ編入シ各之ヲ當該大學ノ資金トシテ區分整理スヘシ  
大正十三年度各帝國大學特別會計歳入歳出豫算中翌年度ニ繰越ヲ要スルモノハ之ヲ帝  
國大學特別會計ニ繰越使用スヘシ

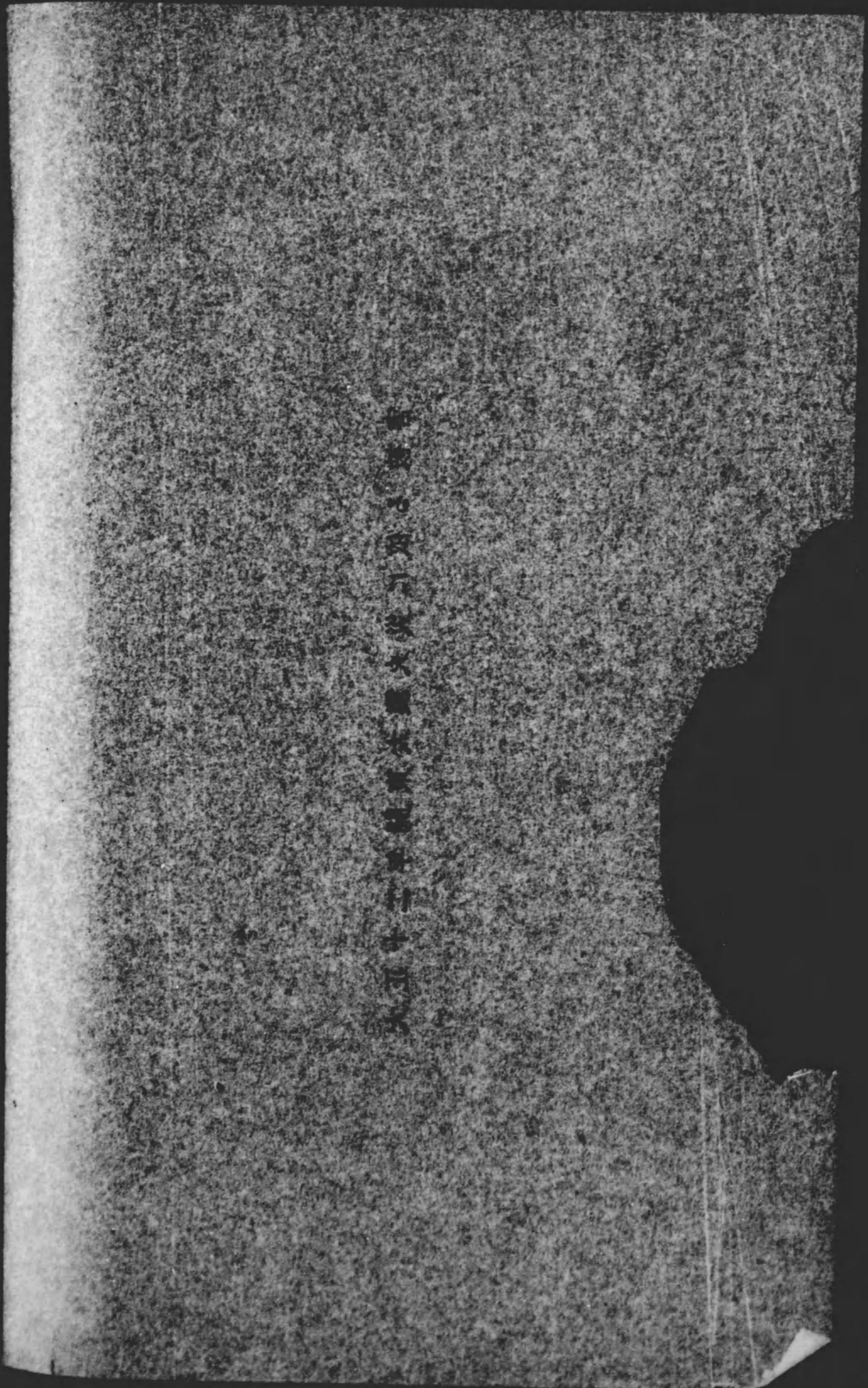
第四卷第一篇第六章に擧げたる帝國大學經理委員會規則は、其の後大正八年四  
月帝國大學の組織改正せられ、分科大學の學部と爲るや同月勅令第五十四號を以  
て、右規則中「分科大學」とあるは凡て學部と改められたり。尋いで大正十四年四月  
勅令第五十一號を以て該規則は廢止せられたり。經理委員會は元本學が特別の  
法律に依り政府支出金の額を一定したりし結果、其の經理に任ずる爲めに設けら  
れたるものなるが、大正十四年三月大學特別會計法を改め、政府支出金の定額を廢  
し、政府支出金は毎年度豫算の定むる所に依り、一般會計より繰入らるゝことゝな  
りしに依り、該委員會の必要なきに至れるを以て之を廢したるなり。



室教部學醫及館書圖室教部學文法



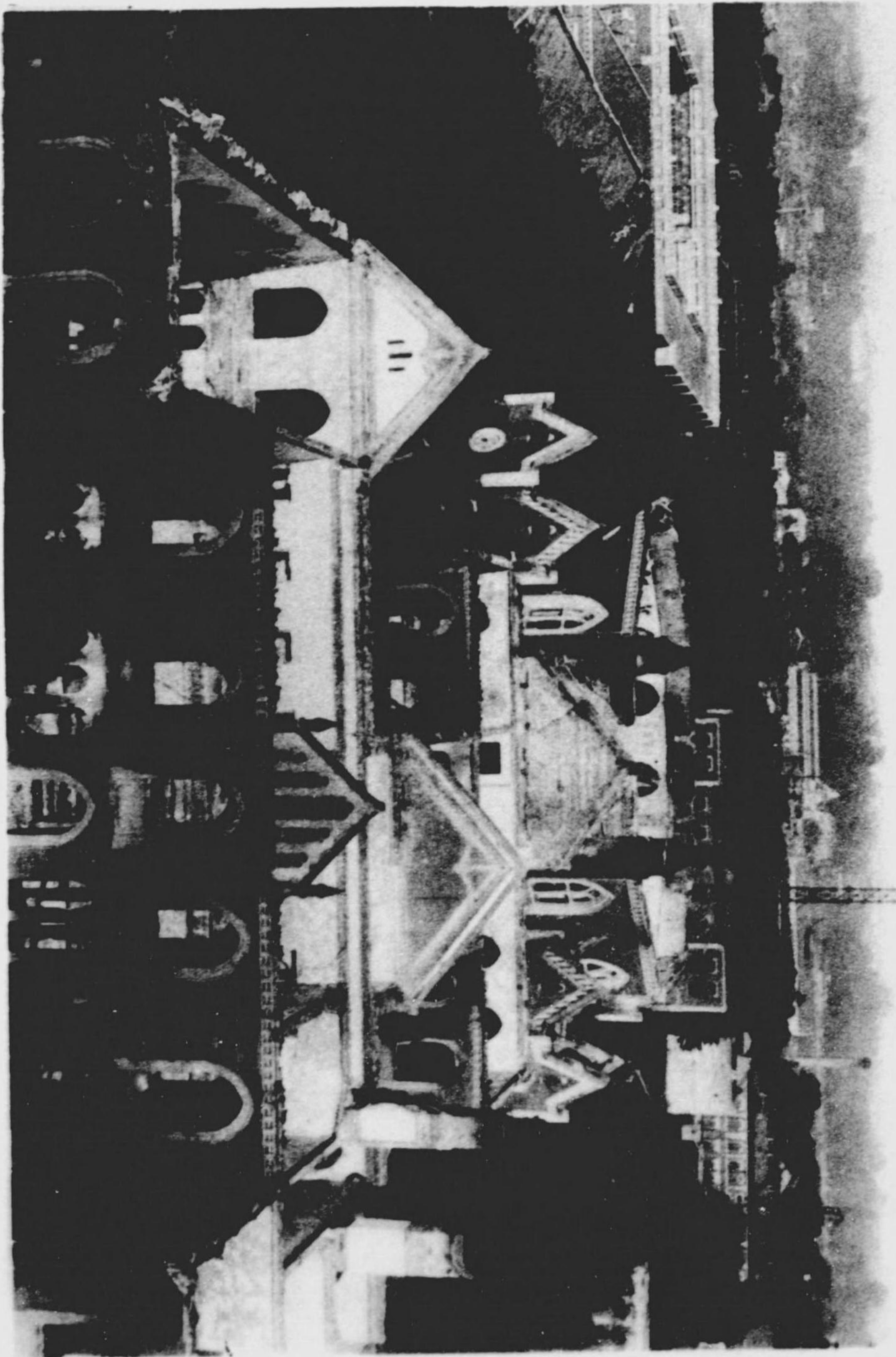
室教部學醫及館書圖室教部學文法



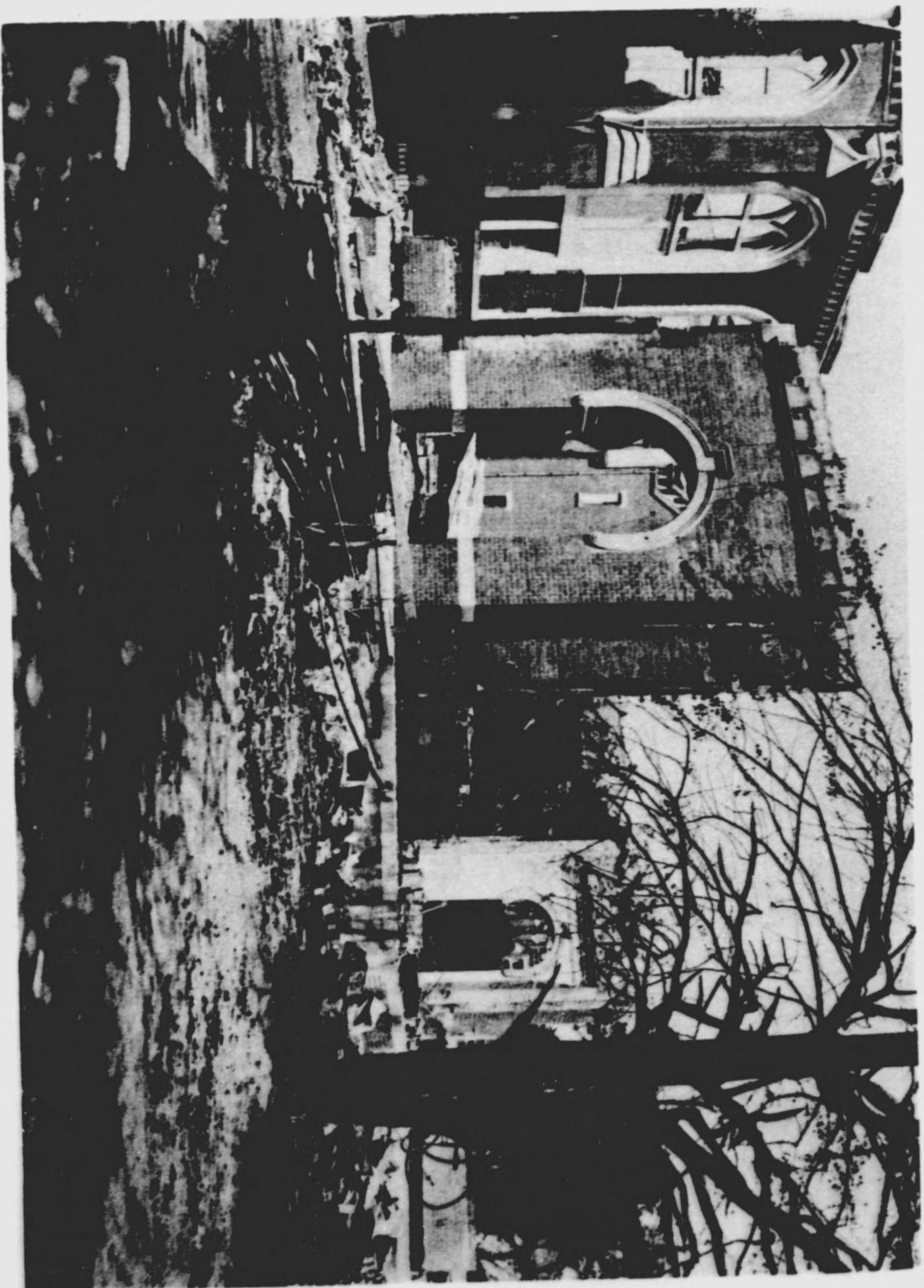




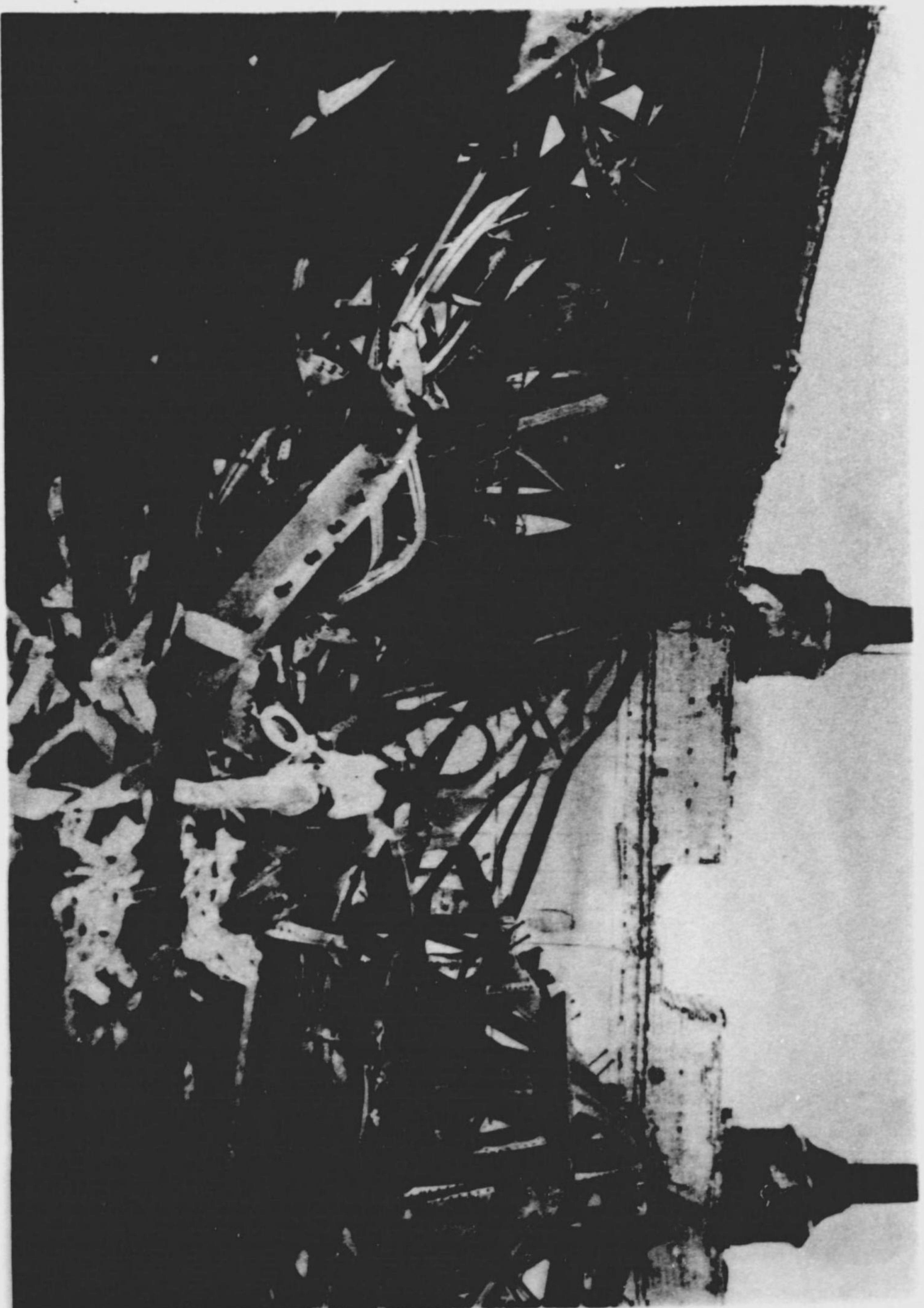
室 教 部 學 文 法



法 經 學 部 教 室

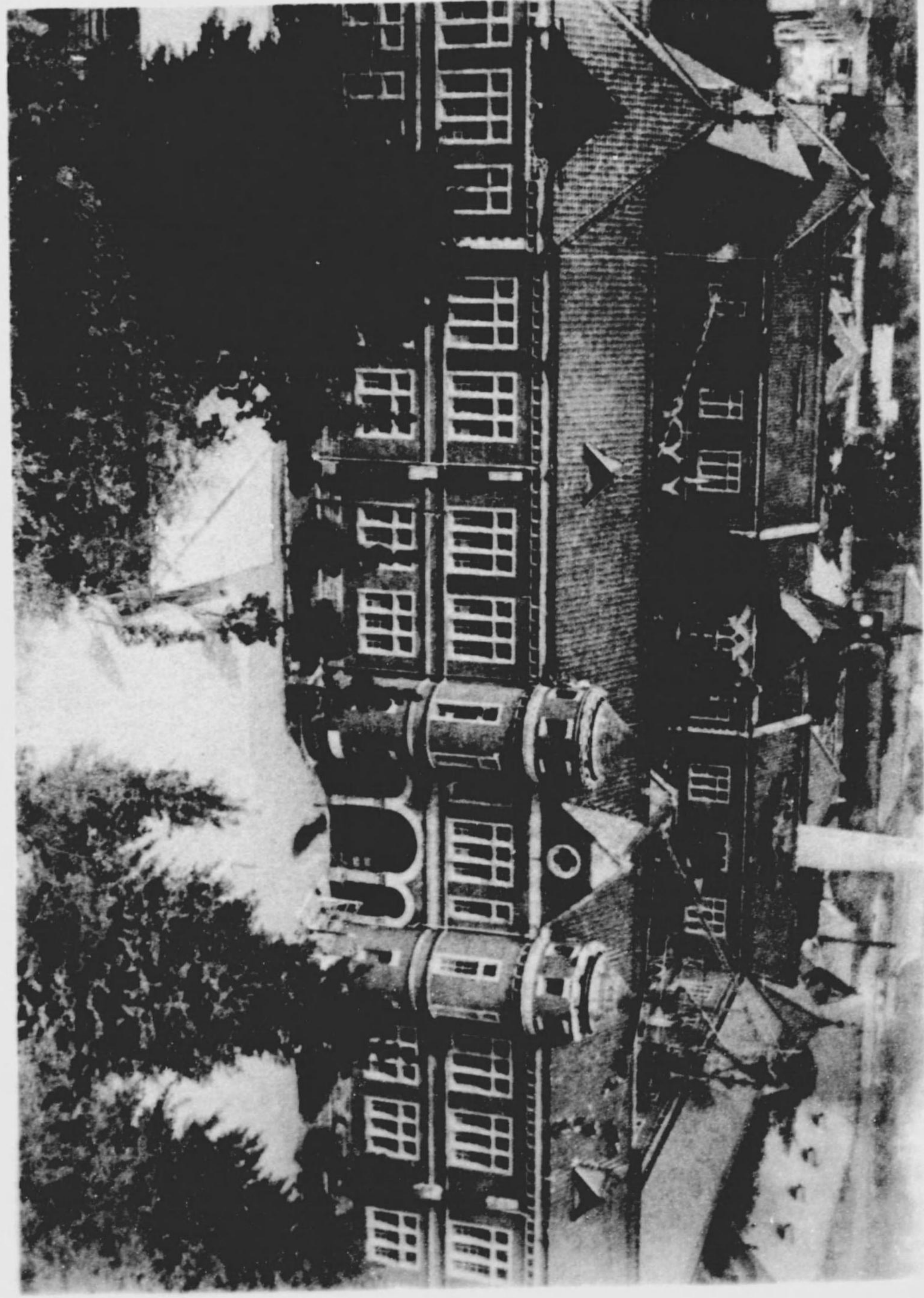


室 義 講 部 學 法  
(堂 講 角 八 稱 俗)

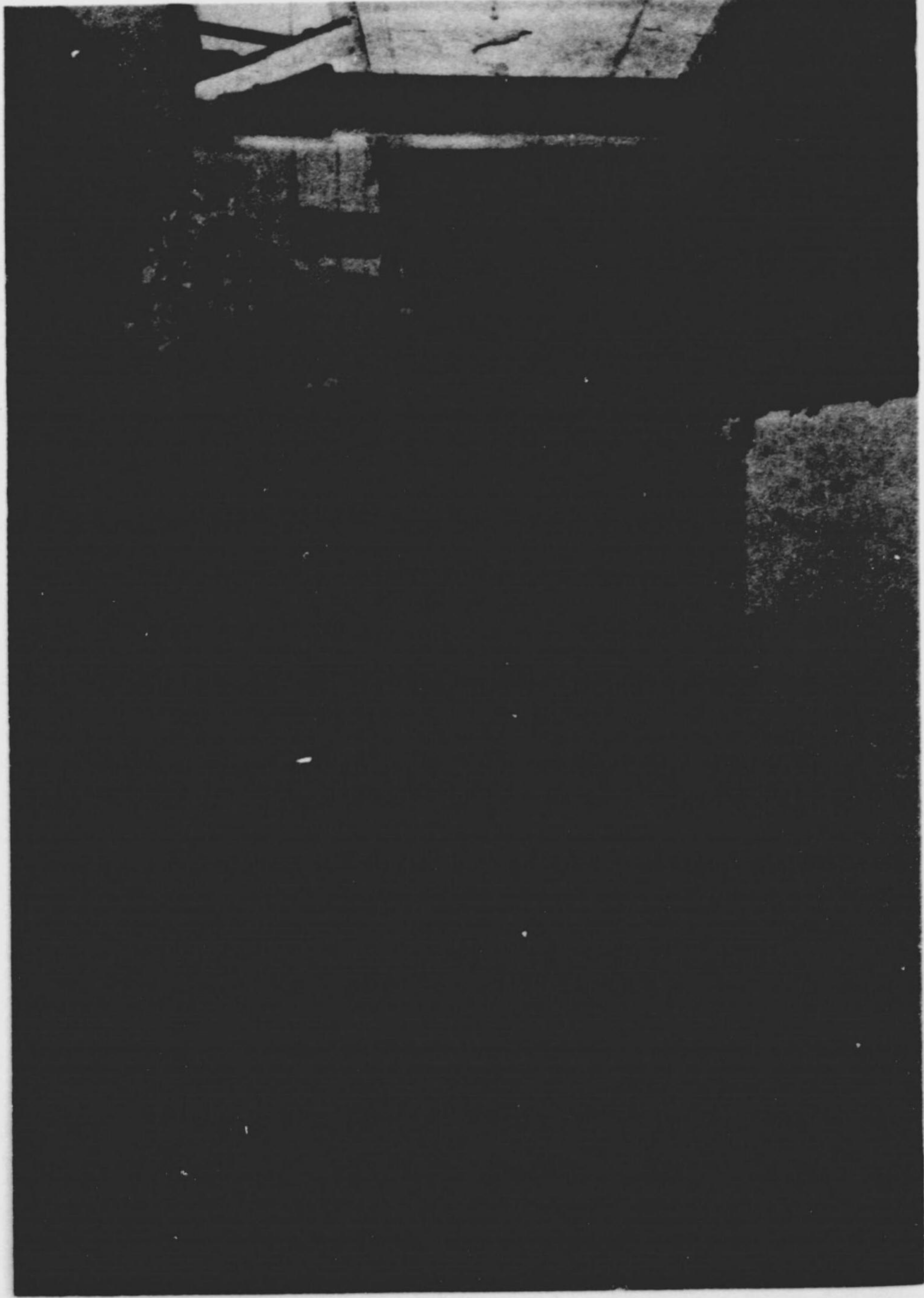


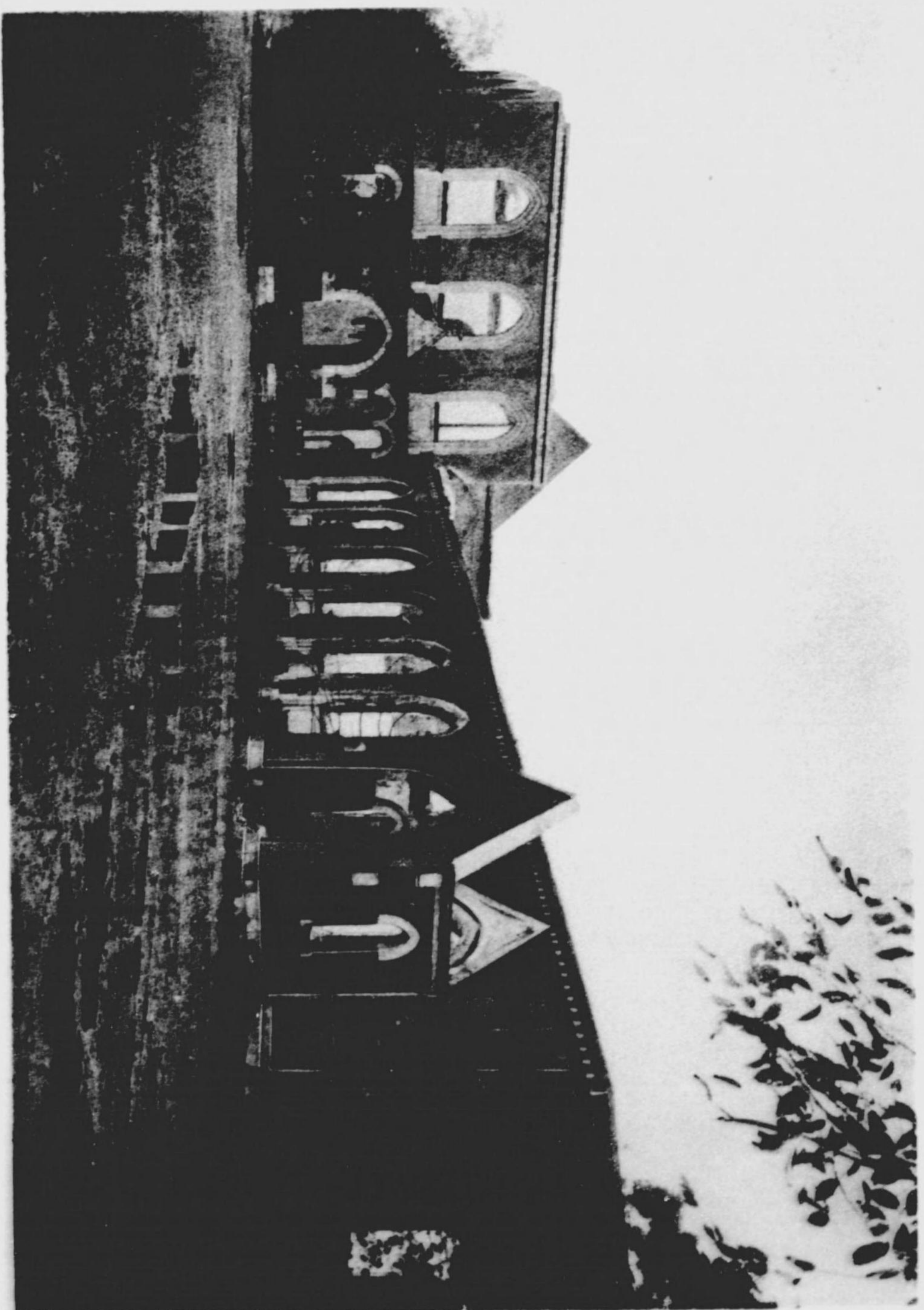
部 內 室 義 講 部 學 法  
(堂 講 角 八 稱 俗)

工 學 部

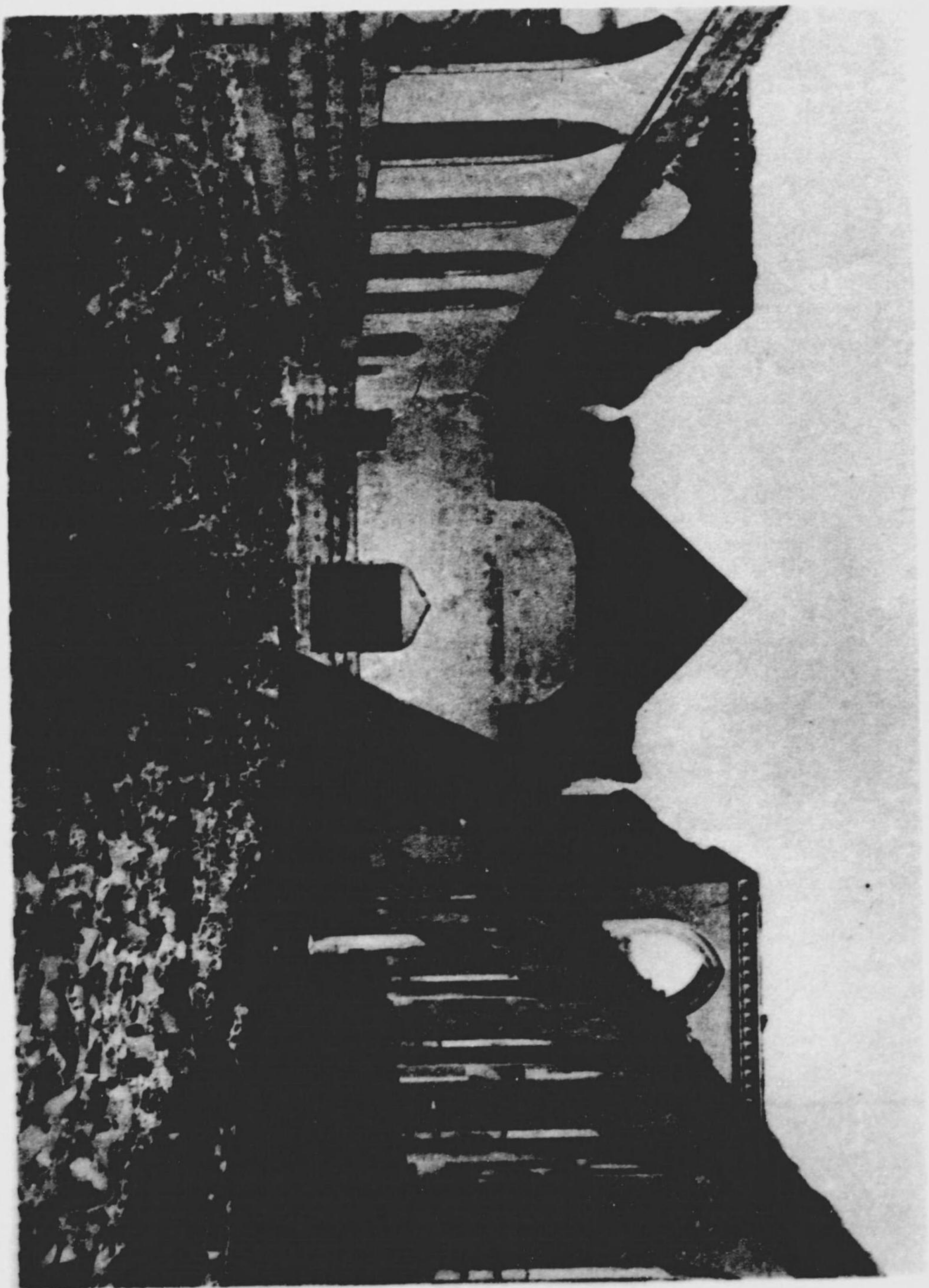


農 學 部



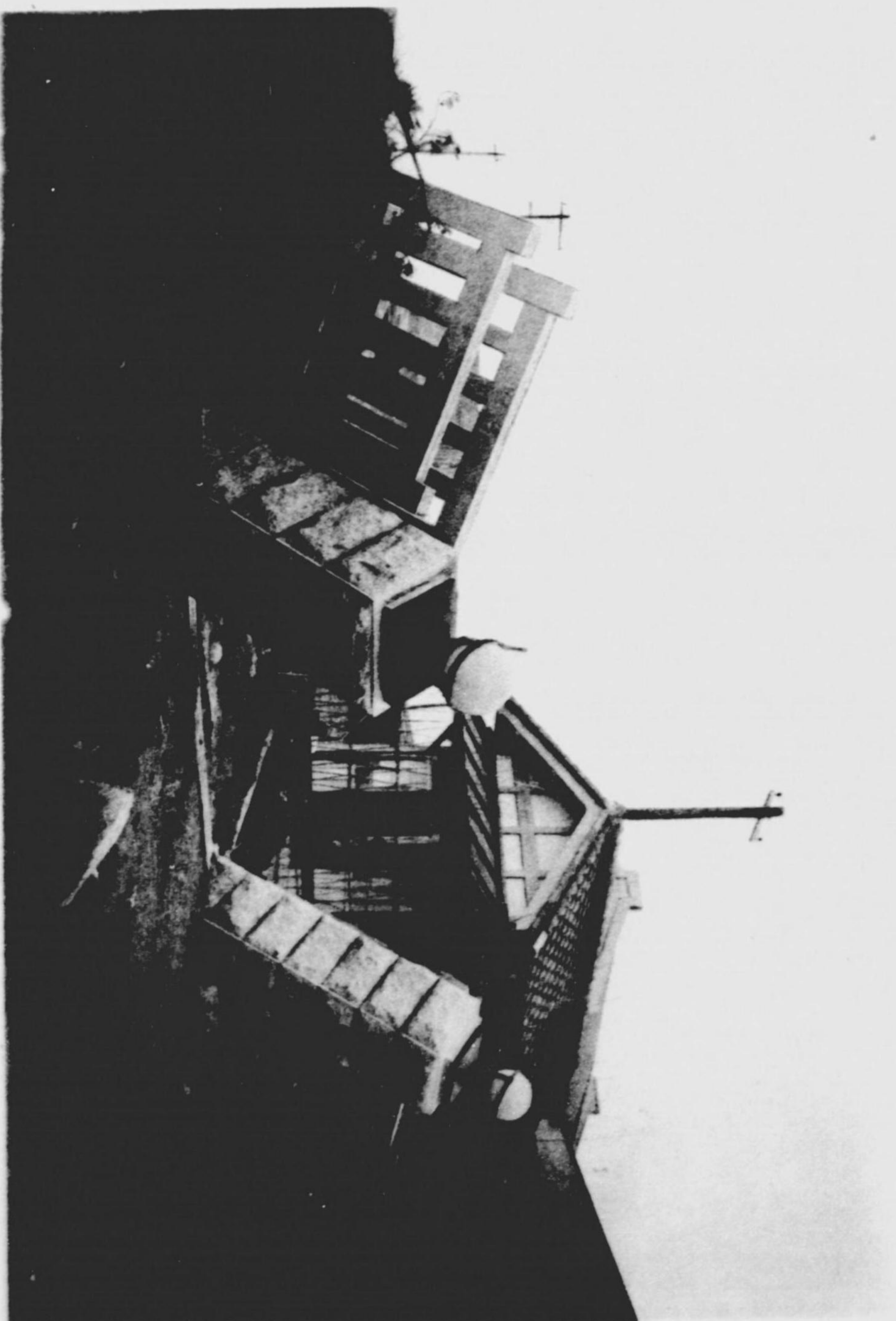


圖書館



部 內 室 覽 閱 館 書 圖





航空研究所正門  
(深川越中島)

## 第七章 大正十二年大震火災と復興

### 第一節 大震火災と本學の被害

大正十二年九月一日關東の地大いに震ひ東京の地は震動特に激しく各所に火災起り被害最も甚だし。三百年來の大都市も大半化して焼土と成り、本學亦大の損害を被れり。本郷構内其の他に於ける家屋の破壊焼失は殆ど本學の中樞機關を破壊し去り、圖書館の全焼、藏書七十余萬卷の灰燼に歸せるを首とし、法、醫、工、文、理、經濟各學部に於ける講義室、教室、研究室の破壊焼失及其の内に設備せられし標本器械及圖書類の焼失の厄に逢ひしもの甚だ多し。而して此等は何れも多年の苦心により蒐集せしもの、積年研究の結果に出づるもの等にして、學術上貴重なる

もの多く、其の中には學界の至實とも謂つべくして、到底回復し得ざるもの亦少しとせず。今本學の被れる損害の状況を左に略述せん。

大正十二年九月一日午前十一時五十八分第一震と共に、本郷なる本學構内の諸建物は、大音響の下に、大破壊を被れり。本學建築物は最近落成せるものを除くの外は、率ね木骨煉瓦造にして耐震力薄弱なるを以て、第一震と同時に屋根瓦の崩落、内外壁の破損墜落、窓硝子の破壊等の被害著しかりき。研究室、教室等には圖書器械或は藥品等の備付られしものありて、其の墜落破損せるもの少なからず。地震は、火事を伴ふことは普通のことなるが、藥品の墜落爆發が火災を惹起するの危険は、今次の大震に於て痛切に經驗せるところなり。即ち本學醫學部及理學部の教室及實驗室等には、藥品の蔵せらるゝもの甚だ多く、其の中には爆發性のもの亦少り何れも火を發し、大事に至らんとせしが、勤務中の職員及附近より馳せ附けし者が消火に努め、遂に鎮火するを得たり。然るに醫化學教室の地下室より發せし火は折から勤務中の職員多からず、且室内に爆發性のものを蔵するを以て、濫りに

近づき難きに依り、極力消火に努めしも消し止むるに至らずして、忽ちに同教室全部を焼き、折からの烈風に煽られて火勢強く、火焰は同教室に接近せる藥物學教室を襲ひ、延ひて圖書館を襲へり(圖書館の焼失損害に就いては別に第六卷に述ぶべし)。圖書館を焼き盡したる火は、之と接近せる法文二學部講義室、事務室及研究室等に充てられたる諸建物を延焼し、更に理學部數學假教室、子午儀室を類焼し、遂に本部及會議所に至れり。又工學部應用化學教室及硫化水素室等より發火したる結果、工學部に於ても建物一部の焼失を見たり。

斯くて本學構内は激震に依る破壊と火災とに因り混亂を極めたるが、他面市内の状況を視れば、激震と共に數十ヶ所より發せる火は、炎々として天に漲り、殆ど市中全部を焼土に化せしめんとするの勢あり。翌九月二日に至りて本學と隣接せる本郷春木町方面より火の手本學に襲ひ來り、物理的療法教室は危険に陥り、又下谷方面よりの火は本學醫院一帯を襲はんとし、形勢頗る危険なりき。然れど職員一同必死の努力に依りて、辛くも類焼を免れ、醫院一帯の地は幸に事なきを得たり。上述の如く學内に發せる火と學外より襲ひ來れる火とに脅かされて、本學は非常

の混亂に陥り、折から暑中休暇中のことゝて、學生の學内に在るもの多からず、職員にして旅行中のものもあり。當日恰も勤務中の職員及震災と共に馳せ着けたる職員學生等協力して圖書、書類、器械、器具等の搬出に努めたるも、火勢の猛烈なると入手の不足なるとの爲め、損害を被ること甚だ大なり。此等職員學生は自家住宅の焼失をも顧みず、自家家族の安否をも探ぐるに暇なく、日夜本學の爲めに盡せるもの少なからず。其の勞誠に多とすべきものあり。市内の火勢の漲ると共に、その避難者續々學内に入り來り、運動場其の他の空地は忽ちにして避難者を以て充滿し、之が救護取締等の爲めに元來少なき人手を分くるの己むを得ざるに至れり。大震災に就き苦心の最も大なりしは附屬醫院なりとす。言ふまでもなく多數の患者を收容し、其の中には重病患者もありしことゝて、之が安全を圖るべきは當面の重大問題なりとす。此の事に關しては平素に於て非常の場合に於ける處置も定まり居り、所屬職員看護婦等に對し必要なる訓練を施し居たる事なれば、今回の大震災に當りても周章狼狽することなく、應急の手筈を整へたり。但上文に述べたるが如く、學内の火と學外の火とが三方面より醫院を襲ひ來れるを以て、

職員等は一面入院患者の救護に努むと同時に、又一面消火に力を盡し、醫院は幸に類焼を免れ、在院患者は無事なるを得たり。醫院當事者の苦心想ふに餘あり。震災當日に於ける在院患者は、夏期休業中のことゝて平生に比し稍々少なかりしも、猶四百五十余名を算し、附添人も亦少なからず。之が救護方法の手段として患者及附添人全部を醫院裏手の廣場に避難せしめ、天幕を張りて假病室を作りて此處に收容し、猶一部の患者は上野公園に避難せしめたり。餘震の止み本院の安全となるに及びて再び醫院に收容せり。此等の狀況及防火の模様的一端は近藤醫院長より提出せられし左の罹災者救護概況に依りて見るべし。

左ナキダニ病弱ノ身神經過敏トナリ居ル患者ハ災時災後ノ恐怖心其極ニ達シ餘震ノ決シテ恐ルベキモノニアラザルヲ説キタルニ關ハラズ到底之レカ靜肅安心ヲ望ムベキニアラサリシニ加フルニ我大學構内醫化學教室火ヲ失シ防遏ノ道ナク幾多ノ建物ヲ燒失セシメタル火勢ハ九月一日十二時半ヨリ同夜八時頃ニ至ルマテ我醫院ヲ脅カシ數回屋上ニ飛火スルノ危険ニ瀕セルモノ少カラス患者ノ撤出ニ飛火ノ防止ニ眞ニ應接ニ迫ナカリキ

農學部は市外駒場に在り、建物は率ね木造なるを以て大なる被害はなかりき。又幸にして藥品の爆發に依る發火もなかりき。

今學外に於ける本學附屬附設機關等の震火災に依る被害の概況を左に記述すべし。

傳染病研究所は倉庫等二三附屬建物の倒壊せるものを除くの外本館事務室、醫務室、病室等主要建築物は何れも屋根の破損、壁の龜裂等の被害あるに止まり火災なかりき。

航空研究所は地震に依る建築物の倒壊はなく、唯門柱の傾斜或は家根瓦の落下室内壁面の破損龜裂等を受けたるに過ぎざりき。然るに其の敷地は深川區越中島に在り、地盤脆弱なるを以て地面に龜裂地割を生じたる個所あり、又敷地全般に亘り約二尺の沈下を見たり。地震に次いで深川區方面一帯は火災の襲ふ所となりしが、本所も亦類焼の厄を被れり。即ち本館研究室、事務室、中央工場、飛行機庫、精

密實驗室附屬工場、大風洞室等の主要建物は灰燼に歸し、燒失を免れたるは發動器實驗室及工場、材料試驗室、精密實驗室等なり。燒失せる研究室等には器械の備付少なからざりしを以て、其の被害も亦大なるものあり。本所の位置海岸に近きを以て地震の後海嘯襲來の虞を顧慮し、營繕課出張所に於て重要と認むべき書類は精密實驗室階上に移したるが、幸に其の難もなくして終れり。

因みに研究の續行を期すべく應急修繕を施し、バラツクを新築せるが、此の地、地盤の沈下し大潮の際浸汎の虞あると共に、又海風の爲め、精密なる機械の損傷も亦甚しきを以て、遂に駒場農學部の敷地内に移轉することゝ爲り、大正十五年八月建築に着手し、昭和二年十月一部の移轉を了せり。

東京市麻布所在東京天文臺は火災に依る被害なしと雖も、地震に依り多大の損傷を被れり。臺長室及事務室は屋根瓦の落下を見たり。又北側石垣の崩壊に依り、官舎及倉庫の破壊傾斜せるものあり。内部各室備付器械は器械臺の顛倒等に依りて使用に耐へざるものあり。天文時計は全部破損して使用に耐へざるに至

府下三鷹村所在東京天文臺は當時工事中に屬したるも、其中落成に近づきつゝありしもの相當の損害を被れり。又既に備付られたる器械類は何れも破損し、其の損害亦少なからず。

小石川區雜司ヶ谷町所在附屬醫院分院は各建物の屋根瓦壁等に破損せるもの少なからざりしと雖も、幸に火災を起すことなく、又類焼の難もなかりしを以て其の被害輕少なりき。

理學部附屬植物園は建物の倒壊せるものなく、又火災を被ることなく、其の被害は主として各建物の屋根瓦の落下、壁漆喰の剝落等なり。因みに本園内は其の地域廣く樹木多く避難地として適當の地たるを以て、地震當時多數の罹災者を收容し、一時其の數五萬人を超えたりと云ふ。其の後園内の一部を開放し、内務省に於て其の地にバラック二十二棟を建設し、罹災者の居住に充てたり。罹災者救済に寄與する所少なからず。然れ共各罹災者に便宜を與へたと同時に、本園自身は

多少の損害を被れるものあり。

向島艇庫は地震後類焼を被り全部烏有に歸せり。

今回の大震火災に因り本學の被れる損害額左の如し。

建築物

壹千六百萬圓

圖書機械器具等の設備

壹千二百萬圓

計

貳千八百萬圓

## 第二節 應急善後處置

### 附 罹災避難者の收容と附屬醫院の活躍

震火災に因り農學部を除くの外、其の他諸學部に在りては授業の設備殆ど全滅に歸し、到底規定の如く九月の新學期を開始し得ざるは勿論、職員學生中罹災者少なからざるを以て、其の善後處置を考慮するを要するものあり。乃ち九月七日學部長會議を開き左の決議を爲せり。

一、今回ノ災害ニツキ各學部共當分臨時休業

第七章 大正十二年大震火災と復興

但授業開始ノ時期ハ追テ各學部ヨリ告示スルコト

一、東京帝國大學(農學部ヲ除ク)ニ於ケル各講堂ノ管理ハ此際總長ノ直轄ニ移シ各學部ニ適宜融通使用セシムルコト

一、應急工事ハ

第一ニ法學部八角講堂第二十八番教室第三十番教室等ニ床張ト、タ、ン家根ヲ設クルコト  
第二ニ場合ニ依リ運動場ニバラツクヲ建設スルコト

尋いで十八日震災後第一回の評議會を開催し、先づ總長より 御眞影及勅語贈本を安全に奉遷したる旨の報告あり。尋いで總長學部長等より震火災の被害の概況報告あり。授業開始期は各學部共大體十一月一日と爲すこと、講堂教室の管理は總長の直轄と爲し、各學部に適宜に融通使用せしむること、學生にして此の際京都又は東北帝國大學に轉學を希望するものに對しては、本學在籍のまゝ、兩大學に於て研究せしめ、兩大學をして其の學生と同一の取扱を爲さしむること、復舊委員を設け各學部長、傳染病研究所長、天文臺長及航空研究所長を以て其の任に當らしむること等の事を決議せり。其の後應急處置として授業料の一部免除、寄宿舎

の假設等を爲せり。授業料に關しては新規程に依る者には十五圓(約二ヶ月分)舊規程に依る者には十圓を減額し、罹災學生に對しては本學年中免除する事と爲せり(寄宿舎に關することは次節に於て述べなければ此處には之を省略す)。

前記本學職員及學生の罹災者に對する應急策の外に、本學構内に避難せる罹災者に對して執れる應急策に就き大要を述べん。罹災者の本學構内に殺到し、運動場其の他の空地に充滿せることは、前既に述べたるが如し。此等に對し居住用假設備、給水用井戸、電燈の設備を爲せり。又多數の罹災者中には負傷せるものあり、發病せるものあり。之が治療を行ふの必要あるは勿論、多數の罹災者雜居するが爲めに、傳染病の發生及漫延に就き最も憂慮すべき状態にあり。此れを以て醫學部附屬醫院職員は奮つて之が治療に當り、救護部、防疫部、食糧部、醫治用材掛、看護婦配給掛の三部二掛を設けて、教授助教の指導の下に、各々其の事務を分擔せり。九月十六日に至り警視廳より傳染病患者の收容を委託せられたるに依り、傳染病部を設け、外來診察所の一部を以て之に充て、其の後十一月に至り婦人科病室裏手にバラツクを急設し、此處に移轉せるが間もなく閉鎖せり。又東京市内各要所に

救護員を派出し、傷病者の救護を行はんとせしむるも、醫院自身の事務に忙殺され、到底多くの人を派遣するの餘裕なきを以て、僅かに本郷區内二ヶ所に若干の醫員看護婦等を派遣し、傷病者の治療を爲せり。今九月三日以後、九月一日及二日に於ける員數は不明、同年十二月二十四日迄に、外より來りて臨時治療を受けたるもの累計一萬四千七百八十五名、其の外に醫院内に收容して治療を施せるもの一千八百六十三名なり。

## 第三節 皇室の御仁惠

本學に對する内外の同情

附 罹災學生の救護

今回の大震災火災に就き、本學の被れる損害に對する内外の同情を記し、永く感謝の意を表せんとするに當り、先づ第一に記すべきは、皇室の本學附屬醫院收容中の罹災傷病者に對する御慰問の事なりとす。即ち九月十八日、皇族各宮御名代として、守正王殿下及同妃殿下の本學附屬醫院に成らせられたること、同月二十三日、皇族御一同より罹災傷病者一同に衣服を賜ひたること、十月二日、皇后陛下

の附屬醫院に、行啓のこと、及十二月十八日、皇后陛下より罹災傷病者一同に防寒用衣類一着づつを賜はりたることなり。其の事は第六卷第六章第三節に記載すべし。

本學の被れる損害に對し、第一に同情を惹けるは言ふまでもなく、圖書館の全滅と云ふことなるが、此れに關しては第六卷第一章第四節に詳にすべければ、今此處に之を略す。其の他の事としては、京都帝國大學及東北帝國大學より見舞の物品を、又九州帝國大學、東北帝國大學、北海道帝國大學及金澤醫科大學より、各々職員の據出に係る見舞金を罹災職員に對して寄贈せられたるあり。右見舞金は本學罹災職員中死亡者、負傷者、住居の全焼せるもの、住居の全潰せるもの、及住居の半焼又は半潰せるものに區分し、夫々分配せり。又京都帝國大學文學部よりは出來得る限りの援助を爲すべき旨を以て、本學の希望を問ひ合せられ、差向實行し得ることとして、大正十三年三月卒業豫定の本學文學部學生にして、其の卒業に關し、京都帝國大學文學部の設備を利用せんとするものは、委託生として便宜を圖るべきことの提示あり。其の他見舞を寄せられたるもの少なからず。



因みに學生に對する救護に就きて記せん。第一は大震火災の害を被れる學生を救済する目的を以て、學内に數棟の假寄宿舎を設けたることなり(本學復興事業の進捗するに従ひ漸次之を廢し昭和三年に至りて全く之を撤せり)。第二は住居を失ひたる等の事情に依り、修學の困難を來すもの少なからざるを以て、之が救済の爲め各學部長及書記官等の發起の下に、罹災學生救済寄附金を募集せり。其の結果寄附金四千七百餘圓を得て五十余名の學生を救済せり。

#### 第四節 復興と移轉案

本學の復興に關して第一に起るべき問題は、現在の地に於て復興を圖るべきや、將た他の地を卜して復興の計畫を樹つべきやといふことなりとす。此の問題に關し現實を重んずるものと理想を主とするものとの間に自ら意見の相異あるべきは、理の甚だ觀易きものに屬す。前者をして言はしむれば、本郷の地たるや明治九年東京醫學校が校舎等を此處に造營し、其の後法理文三學部も此處に移轉して以來、年を閱すること五十に近く、本學は此の地に依りて發展を爲し來れるものに

して、本學の歴史を重んずる上よりは、此處に據りて復興を圖らざるべからず。況んや大震火災に依り大損害を被れりと雖も、新營の鐵骨鐵筋コンクリートの建物は歸然として存立し、其の他猶使用し得べきものも少なからざれば、全然之を拋棄することを要せざるべしと論ず。之に對して後者は曰はん、本郷の地たるや逐年の擴張に伴ひ頗る狹隘を告げ來れることは、何人も否むことを得ざる事實なるが上に、綜合大學と稱し乍ら農學部獨り離れて駒場に在り、綜合の實を擧ぐるに不便利少なからず。復興は本學百年の長計を立つるに絶好の時機なりと言はざるべからず、宜しく此の機會に於て新に地を郊外に相し、本學將來の發展の爲め、又綜合の實を擧ぐるに便せんが爲め、大面積の土地を得て本學の有らゆる機關を一處に集めて復興を圖るべしと。而して現實理想二派の意見の何れを採るべきかに就いては、復興の緩急が其の解決の鍵たるべし。假りに郊外に於て恰好の大面積の土地を發見し得たりとするも、現在の土地建物の處分を如何にすべきか。復興は急速を要すべく、短日月の間に能く一を處分し他を買得するが如きことの果して行はるべきか等の點より實行の難易に關する議論も生ずべし。兎に角復興其の事

は大事業なれば、急速に之が根本的方策を立つるの必要あり。即ち十月一日開會の評議會席上に於て郊外移轉論起り、或は遠郊に地を相すべしと論ずるものあり、或は代々木練兵場を可とするものあり、或は駒場なる農學部敷地を可とするものあり、此等の議論に對し本郷なる現在の土地に據りて復興を圖るべしと論ずるものあり。種々論議の末此の問題を解決せんが爲め、各學部教授助教中より調査委員五名を選擧し、委員會を組織することゝ爲れり。即ち各學部選出の委員計三十五名を以て委員會を組織し、慎重審議を爲したる結果左の三案を立てたり。即ち

## 甲 大學都市案

## 乙 代々木案

## 丙 本郷案

是れなり。大學都市案とは遠郊に大面積の土地を得、其の一部を住宅地と爲し、他の一部を本學敷地と爲し、土地買得に要する資金の一部分は住宅地の分譲に依りて回収し得べく、東京市との交通は高速度の電車の架設に依る等の案を含めるも

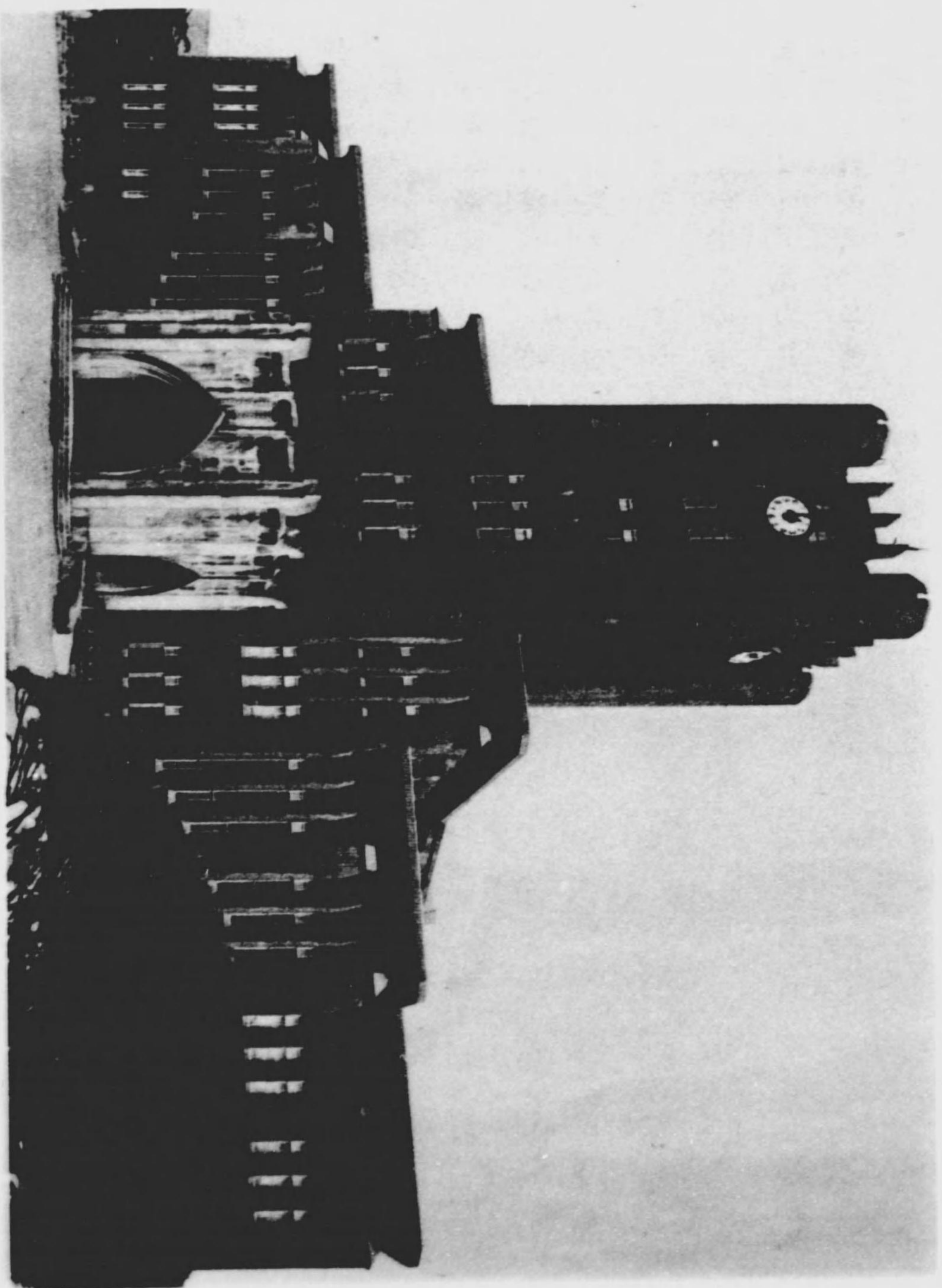
のなり。代々木案とは代々木陸軍練兵場を本學敷地と爲さんとする案なり。本郷案は言ふまでもなく現在の地に據りて復舊を圖らんとする案なり。

右三案に對して夫々投票を以て賛否を表せしむることゝ爲し、其の結果代々木案多數を得たり。蓋し代々木の地たるや面積頗る大なるが上に、東京市に接近し交通の便宜少なからず、又明治神宮に隣接して塵寰の外にありと云ふべく、本學敷地としては最も適當と考へられたるものなり。此に於て本學當局は直ちに之を本學の意見として文部省に上申したり。文部省は大體本學の意見を諒とせるも、練兵場は陸軍省に於て現在使用しつゝあるものなれば之を得ること困難にして、急速を要する復興には問題となり得ざる等の事情の下に、前記丙案即ち本郷なる現在の地に據りて復興を圖ることゝ爲れり。但震災當時に於ける敷地の外に隣接の土地を購入又は移管等の手續に依り本學の敷地に加へ、譬へ有ゆる機關を一處に集合し得ざるも農學部を移轉せしめ、以て復興を圖ると同時に綜合の實を擧ぐることに便することゝ爲せり。

## 第五節 應急善後と復興

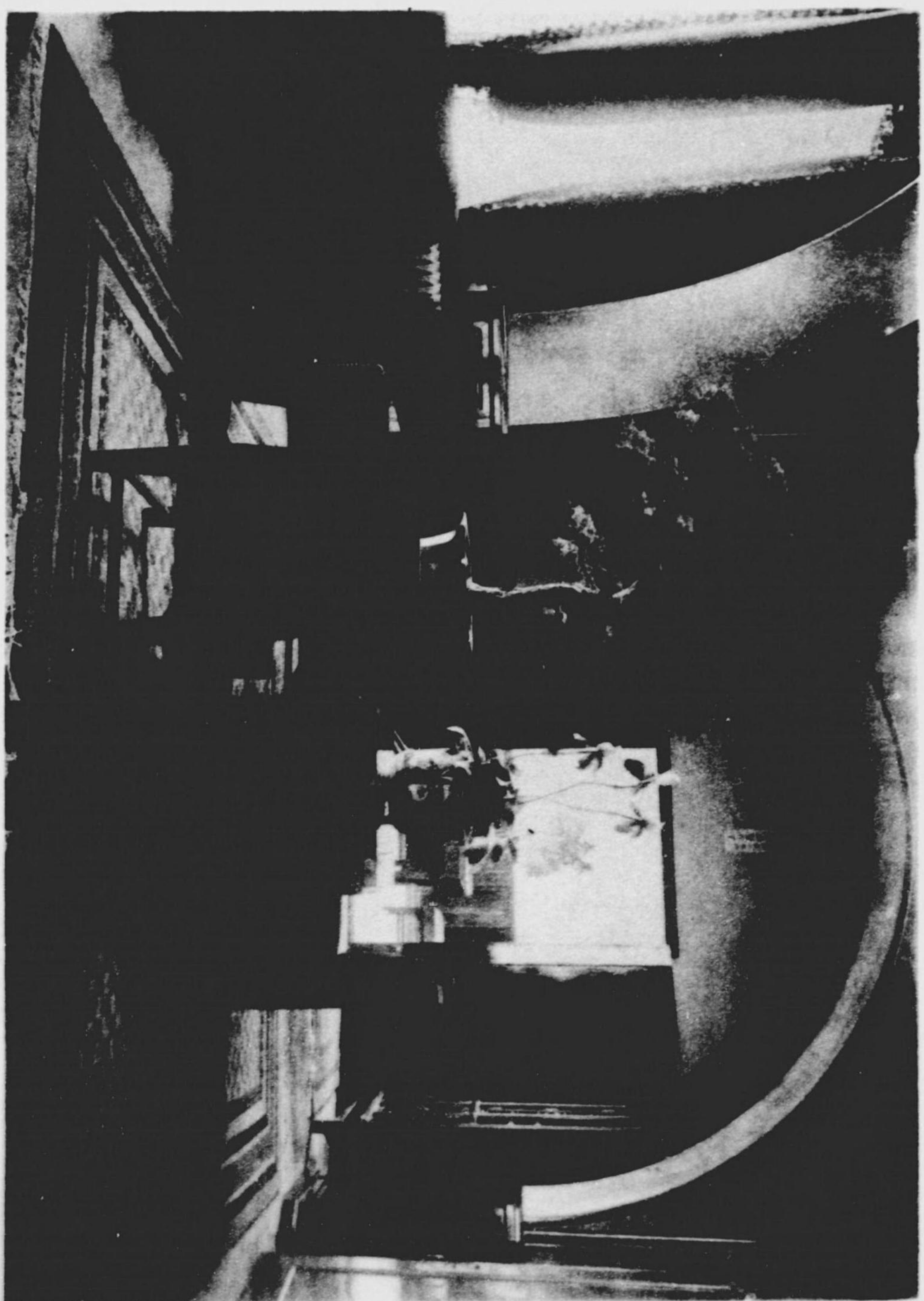
前節に述べたる如く法、醫、工、文、理、經濟諸學部の講義室教室又は研究室等が或は全部、或は一部焼失破壊等の災害を被りたれば、復舊の途に上るに先ち、先づ之が應急善後策を講せざるべからず。此に於て前既に述べたる如く現存の講義室其の他の建物にして使用し得べきものは、其の何學部の所屬たるを問はず、事情の許す限り他學部をして使用せしむる等、彼此融通使用の途を講ずる外に、別に必要なるバラツクを建設し、或は焼残りの建物に應急修繕を施す等の策を執れり。

復興に關する事項は、大畧建築物の復興、器械、器具等の復興及圖書の復興の三大別と爲し得べし。建築物の復興に關しては、種々研究の結果、先づ原則として大體に於て焼失せる建物の復興を第一とし、破壊せる建物の復興を第二とし、附屬醫院の復興を第三とすることと爲したり。此等諸建物の復興に關して考慮すべきことは、將來の地震の場合に於ける災害を出來得る限り少なからしむる用意に關することなり。其の最も重要なことは建物の周圍に成るべく廣き空地を存せしめ、以て延焼又は類焼の厄を防ぐべきことなり。之が爲めには從來の如く個々獨立の建物を多くすることを廢し、成るべく相似たるもの、又は相近きものを集合し



景 全

大講堂



便殿